# 那覇市公報

**第１６８８号**
毎月２回　１，１５日発行
発　行　所
那覇市泉崎１丁目１番１号
那覇市総務部総務課


## 目　　次

### ◇告　　示◇


○那覇広域都市計画公園の変更について（都市計画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1714

○身体障害者手帳交付に係る医師の指定について（障がい福祉課）・・・・・・・・・ 1715

○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について（保護管理課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示
（環境保全課）・・・

○モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について（市街地整備課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1768

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1769

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1770

## ◇教育委員会訓令◇

○那覇市教育委員会事務局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令
・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

# 告　　示

**那覇市告示第 408 号**
平成 29 年２月 27 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画公園の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第２項の規定において準用する同法第 19 条第１項の規定により、那覇広域都市計画公園を変更したので、同法第 21 条第２項の規定において準用する同法第 20 条第１項の規定により、次のとおり告示し、同条第２項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那　覇　市
上記代表者　那覇市長　城間　幹子

１　都市計画の種類
　那覇広域都市計画公園

２　都市計画を定める土地の区域
　３・３・那３号　希望ヶ丘公園
　　変更する部分　那覇市牧志３丁目地内
　３・３・那５号　虎瀬公園
　　変更する部分　那覇市首里赤平町２丁目、首里久場川町１丁目　各地内

３　縦覧場所
　那覇市都市計画部都市計画課（那覇市役所本庁舎９階）

那覇市告示第 414 号
平成 29 年 3 月 15 日

身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第１項の規定に基づき平成 29 年２月 27 日付け次のように指定した。

那覇市長　城　間　幹　子

| | 医師氏名 | 診療科目 | 医療機関名 |
|---|---|---|---|
| 1 | 尾崎　文美 | 小児科 | 沖縄南部療育医療センター |

**那覇市告示第 415 号**
平成 29 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　城　間　幹　子

| 名　　称 | 開　設　者 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| 所　在　地 | | |
| さくらメンタルクリニック | 田中　由香子 | 平成 29 年１月１日 |
| 那覇市牧志三丁目５番４号 | | |

那覇市告示第 416 号
平成 29 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

| 名　　称 | | 変更年月日 |
|---|---|---|
| 変更事項 | 変　更　後（変　更　前） | |
| あいあい薬局 | | 平成28年12月８日 |
| 所在地 | 那覇市高良三丁目６番 16 号<br>(那覇市高良三丁目６番５号) | |
| 協同にじクリニック | | 平成28年11月30日 |
| 所在地 | 那覇市古波蔵四丁目 10 番 10 号<br>(那覇市古波蔵四丁目 113 番３) | |

**那覇市告示第 417 号**
平成 29 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

| 名　　称 | 開　設　者 | 廃止年月日 |
|---|---|---|
| 所　在　地 | | |
| さくらメンタルクリニック | 三間　清明 | 平成 28 年 12 月 31 日 |
| 那覇市牧志三丁目５番４号 | | |

那覇市告示第 418 号
平成 29 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

| 名　　称 | | 変更年月日 |
|---|---|---|
| 変更事項 | 変　更　後<br>（変　更　前） | |
| おきなわ介護リハビリセンター | | 平成 28 年４月１日 |
| 開設者所在地<br>所在地 | 那覇市宇栄原三丁目９番８号<br>（那覇市宇栄原三丁目 10 番 23 号） | |

那覇市告示第 419 号
平成 29 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の２第４項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

| 名　　称<br>（廃止する事業の種類）<br>所　在　地 | 廃止年月日 |
|---|---|
| 居宅介護支援センターハッピーライフ壺川<br>（居宅介護支援）<br>那覇市壺川２丁目９番地 12 | 平成28年８月31日 |
| リハビリ特化型デイサービス　カラダラボ那覇壺川<br>（地域密着型通所介護、介護予防通所介護、通所型サービス）<br>那覇市壺川１丁目５番地２　宮里マンション２-Ａ | 平成28年12月31日 |
| は～とケアサービス<br>（訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、居宅介護支援、特定福祉用具販売、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売、訪問型サービス、通所型サービス）<br>那覇市松川三丁目 19 番 46 号 | 平成29年３月31日 |

**那覇市告示第 420 号**
平成 29 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第１項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術機関として、次のとおり指定した。

那覇市長　城　間　幹　子

| 施　術　者 | 施術の種類 | 指定年月日 |
|---|---|---|
| 施術所名称 | 施術所所在地 | |
| 新垣　佳子 | 柔道整復 | 平成 29 年２月 24 日 |
| ワイズ那覇整骨院 | 那覇市田原３丁目１番地１<br>エンゼルハイム 101 号 | |

**那覇市告示第 421 号**
平成 29 年 3 月 15 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく施術機関の休止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第 30 号）に基づく施術機関について、生活保護法第 55 条第２項において準用する第 50 条の２及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第４項の規定による指定施術機関より、次のとおり休止の届出があった。

那覇市長　城　間　幹　子

| 施　術　者 | 施　術　所　名　称<br>施　術　所　所　在　地 | 休止年月日 |
|---|---|---|
| 大城　春彦 | | 平成 29 年３月１日 |
| 前多　直人 | | 平成 29 年３月１日 |

那覇市告示第 422 号
平成 29 年 3 月 15 日

騒音に係る環境基準の地域類型の指定

環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 16 条第２項の規定により、騒音に係る環境基準の類型を当てはめる地域を次のとおり指定し、平成 29 年４月１日から施行する。

なお、平成 24 年那覇市告示第 161 号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）は、平成 29 年３月 31 日限り廃止する。

那覇市長　城　間　幹　子

| A類型 | B類型 | C類型 |
|---|---|---|
| 第１種低層住居専用地域<br>第２種低層住居専用地域<br>第１種中高層住居専用地域<br>第２種中高層住居専用地域 | 第１種住居地域<br>第２種住居地域<br>準住居地域 | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域<br>工業地域 |

備考

１　A類型、B類型及びC類型とは、騒音に係る環境基準について（平成 10 年環境庁告示第 64 号）の第１の表に掲げる類型を示す。

２　この表において、第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第８条第１項第１号の規定により定められた地域をいう。

３　港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条第１項の規定により分区に指定された区域は除く。

４　関係図は、那覇市環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

那覇市告示第 423 号
平成 29 年 3 月 15 日

騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第３条第１項の規定に基づく規制地域及び同法第４条第１項の規定に基づく規制基準、特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準（昭和 43 年厚生省、建設省告示第１号）別表に基づく指定区域並びに騒音規制法第 17 条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成 12 年総理府令第 15 号）の備考に基づく区域を次のとおり定め、平成 29 年４月１日から施行する。

なお、平成 24 年那覇市告示第 162 号（騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）は、平成 29 年３月 31 日限り廃止する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域は、第１表に掲げる当該区域に掲げる地域とする。

２　特定工場等において発生する騒音の規制基準は、第２表の左欄に掲げる区域の区分に従い、当該右欄に掲げるとおりとする。

３　特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表の第１号の規定により市長が指定する区域は、第１表に掲げる区域のうち、次の各号に掲げる区域とする。

（１）　第１種区域、第２種区域及び第３種区域

（２）　第４種区域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第７条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第５条の３に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第２条第７項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内

４　騒音規制法第 17 条第１項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の備考により市長が定める区域は、平成 29 年那覇市告示第 422 号（騒音に係る環境基準の地域類型の指定）の表に掲げる当該Ａ類型区域をａ区域とし、Ｂ類型区域をｂ区域とし、Ｃ類型区域をｃ区域とする。

第１表

| 第１種区域 | 第２種区域 | 第３種区域 | 第４種区域 |
|---|---|---|---|
| 第１種低層住居専用地域<br>第２種低層住居専用地域 | 第１種中高層住居専用地域<br>第２種中高層住居専用地域<br>第１種住居地域<br>第２種住居地域<br>準住居地域 | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域 | 工業地域 |

備考

１　この表において、第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第８条第１項第１号の規定により定められた地域をいう。

２　港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条第１項の規定により分区に指定された区域は除く。

３　規制する地域の詳細図面は、那覇市環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

第２表

| 左欄 | 右欄 | | |
|---|---|---|---|
| | 昼間<br>（午前８時から午後７時まで） | 朝夕<br>（午前６時から午前８時まで／午後７時から午後９時まで） | 夜間<br>（午後９時から翌日の午前６時まで） |
| 第１種区域 | 45 デシベル | 40 デシベル | 40 デシベル |
| 第２種区域 | 50 デシベル | 45 デシベル | 40 デシベル |
| 第３種区域 | 60 デシベル | 55 デシベル | 50 デシベル |
| 第４種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル | 55 デシベル |

備考

１　左欄の第１種区域、第２種区域、第３種区域及び第４種区域とは、それぞれ第１表に掲げる区域をいう。

２　第２種区域、第３種区域及び第４種区域の区域内に所在する第３項第２号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から５デシベルを減じた値とする。

**那覇市告示第 424 号**
平成 29 年 3 月 15 日

振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第３条第１項の規定に基づく規制地域及び同法第４条第１項の規定に基づく規制基準、振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号。以下「府令」という。）別表第１の付表の規定に基づく指定区域並びに府令別表第２の規定に基づく区域及び時間を次のとおり定め、平成 29 年４月１日から施行する。

なお、平成 24 年那覇市告示第 163 号（振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）は、平成 29 年３月 31 日限り廃止する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　特定工場等において発生する振動について規制する地域は、第１表に掲げる区域とする。

２　特定工場等において発生する振動の規制基準は、第２表の左欄に掲げる区域の区分に従い、当該右欄に掲げるとおりとする。

３　府令別表第１の付表の１の規定により市長が指定する区域は、平成 29 年那覇市告示第 423 号（騒音規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示）の第１表に定める区域のうち、次の各号に掲げる区域とする。

（１）　第１種区域、第２種区域及び第３種区域

（２）　第４種区域のうち、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第１条に規定する学校、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第７条に規定する保育所、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第１条の５第１項に規定する病院及び同条第２項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する図書館、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第５条の３に規定する特別養護老人ホーム並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 7 項に規定する幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 80 メートルの区域内

４　府令別表第２の備考の１の規定により市長が定める区域は、第１表に掲げる区域とし、同備考の２の規定により市長が定める時間は、第２表の右欄に掲げる昼間及び夜間の区分に従い、それぞれ同欄に掲げる時間とする。

第１表

| 第１種区域 | 第２種区域 |
|---|---|
| 第１種低層住居専用地域<br>第２種低層住居専用地域<br>第１種中高層住居専用地域<br>第２種中高層住居専用地域<br>第１種住居地域<br>第２種住居地域<br>準住居地域 | 近隣商業地域<br>商業地域<br>準工業地域<br>工業地域 |

備考

１　この表において、第１種低層住居専用地域、第２種低層住居専用地域、第１種中高層住居専用地域、第２種中高層住居専用地域、第１種住居地域、第２種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第８条第１項第１号の規定により定められた地域をいう。

２　港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 39 条第１項の規定により分区に指定された区域は除く。

３　規制する地域の詳細図面は、那覇市環境部環境保全課に備え置き、閲覧に供する。

第２表

| 左欄 | 右欄 | |
|---|---|---|
| | 昼間<br>（午前８時から午後７時まで） | 夜間<br>（午後７時から翌日の午前８時まで） |
| 第１種区域 | 60 デシベル | 55 デシベル |
| 第２種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル |

備考

１　左欄の第１種区域及び第２種区域とは、それぞれ第１表に掲げる区域をいう。

２　第１種区域及び第２種区域の区域内に所在する第３項第２号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から５デシベルを減じた値とする。

# 公　　告

那覇市公告第 565 号
平成 29 年２月 16 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　都市計画事業の種類及び名称
（１）種類　那覇広域都市計画道路事業
（２）名称　３・５・那15号　牧志壺屋線

２　施行者の名称　　那覇市

３　縦覧場所及び縦覧期間
（１）場所　那覇市建設管理部道路建設課
（２）期間　平成 29 年２月 16 日～平成 30 年３月 31 日

那覇市公告第 566 号
平成 29 年２月 16 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　都市計画事業の種類及び名称
（１）種類　那覇広域都市計画道路事業
（２）名称　３・５・那34号　石嶺駅前線

２　施行者の名称　　那覇市

３　縦覧場所及び縦覧期間
（１）場所　那覇市建設管理部道路建設課
（２）期間　平成 29 年２月 16 日～平成 31 年３月 31 日

---

那覇市公告第 583 号
平成 29 年２月 27 日
掲　　示　　済

会議開催の公告

次のとおり、会議を開催しますので公告します。

那覇市長　城　間　幹　子

記

１　会議の名称　　那覇市政功労者表彰審査委員会

２　開催年月日　　平成 29 年３月 23 日（木）
午後２時 00 分～午後４時 00 分

３　開催場所　　那覇市役所　本庁舎　５階　庁議室

４　議　　題　　平成 28 年度那覇市政功労者表彰候補者の審査について

５　傍　　聴　　可　　（定員　名　ただし先着順です。）
（否）理由（　個人情報の保護　）

６　照 会 先　　担当事務局　（総務部　秘書広報課）
（☎　861-5173　）
担当　我喜屋

---

那覇市公告第 593 号
平成 29 年３月２日
掲　　示　　済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第７条第５項及び同施行規則第２条第２項の規定に基づき、個人情報業務届出書及び個人情報業務廃止・変更届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長　城　間　幹　子

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成28年11月1日

那覇市長　宛

那覇市長　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">企画財務部企画調整課　　電話862-9937/2121</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">企画調整課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">那覇市総合計画審議会に関すること</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">第5次那覇市総合計画の審議</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">審議会の委員として委嘱する者</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成29年2月3日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">■個人番号<br>■氏　名<br>■住　所<br>□性　別<br>■生年月日<br>□国　籍<br>□本　籍<br>□続　柄<br>□親族関係<br>□婚姻離婚<br>□その他<br>(　　)</td><td>■職　業<br>■地　位<br>■学　歴<br>□資　格<br>□団体加入<br>■賞　罰<br>□学業成績<br>□勤務成績<br>□その他<br>(　　)</td><td>□収　入<br>□資産状況<br>□公租公課<br>□経済取引<br>□公的扶助<br>□その他<br>(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教<br>□支持政党　□主義主張<br>□趣味嗜好　□犯歴等<br>□その他　(　　)<br><br>上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">□健康状態<br>□容　姿<br>□病　歴<br>□障がい程度<br>□その他<br>(　　)</td><td>□<br>□<br>□<br>□<br>□</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　■随時(委員委嘱時　　)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示<br>□通知不要<br>(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備　考</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成 29 年 3 月 1 日

那覇市長　様

那覇市議会議長

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">議会事務局　庶務課　　電話862-8108</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">庶務課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">那覇市議会政務活動費収支報告書等の閲覧に関する業務</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">那覇市議会政務活動費の交付に関する条例に基づき、収支報告書及び領収書等の写しを閲覧に供することを目的とする。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">閲覧者</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">平成　27　年　6　月　30　日</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">□個人番号<br>■氏　名<br>■住　所<br>□性　別<br>□生年月日<br>□国　籍<br>□本　籍<br>□続　柄<br>□親族関係<br>□婚姻離婚<br>■その他<br>(電話番号)</td><td>□職　業<br>□地　位<br>□学　歴<br>□資　格<br>□団体加入<br>□賞　罰<br>□学業成績<br>□勤務成績<br>□その他<br>(　　)</td><td>□収　入<br>□資産状況<br>□公租公課<br>□経済取引<br>□公的扶助<br>□その他<br>(　　)</td><td rowspan="4">□思　想　□宗　教<br>□支持政党　□主義主張<br>□趣味嗜好　□犯歴等<br>□その他　(　　)<br><br>上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td>心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td>□健康状態<br>□容　姿<br>□病　歴<br>□障がい程度<br>□その他<br>(　　)</td><td>□<br>□<br>□<br>□<br>□</td></tr>
<tr><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">■本人　□本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">□定期(　　月～　　月)　■随時(　申請時　　)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">□文書　□口頭　□告示<br>□通知不要<br>(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">■文書　□図画　□電磁媒体　□その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">届出が必要という制度の認識をしておらず事後届出になった</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第1号様式(第23条関係)

個人情報業務届出書

平成29年3月2日

那覇市長　宛

那覇市長　城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="4">都市計画部　都市計画課　　電話951-3246</td></tr>
<tr><td>個人情報管理責任者</td><td colspan="4">都市計画課長</td></tr>
<tr><td>業務の名称</td><td colspan="4">都市計画決定に係る業務</td></tr>
<tr><td>業務の目的</td><td colspan="4">都市計画が定められた区域では、関係する地権者に一定の制限が加わることから、決定前に説明等を行う。</td></tr>
<tr><td>個人情報の対象者</td><td colspan="4">都市計画決定にかかる権利者や利害関係者。</td></tr>
<tr><td>業務の開始年月日</td><td colspan="4">H3年以前</td></tr>
<tr><td rowspan="6">個人情報の記録の内容</td><td colspan="3">一般的取扱事項</td><td>制限的取扱事項</td></tr>
<tr><td>基本的事項</td><td>社会的活動</td><td>経済的活動</td><td>思想・信条等</td></tr>
<tr><td rowspan="4">☐個人番号<br>☑氏　名<br>☑住　所<br>☑性　別<br>☑生年月日<br>☑国　籍<br>☑本　籍<br>☐続　柄<br>☑親族関係<br>☐婚姻離婚<br>☐その他<br>(　　)</td><td>☐職　業<br>☐地　位<br>☐学　歴<br>☐資　格<br>☐団体加入<br>☐賞　罰<br>☐学業成績<br>☐勤務成績<br>☐その他<br>(　　)</td><td>☐収　入<br>☐資産状況<br>☐公租公課<br>☐経済取引<br>☐公的扶助<br>☐その他<br>(　　)</td><td rowspan="4">☐思　想　☐宗　教<br>☐支持政党　☐主義主張<br>☐趣味嗜好　☐犯歴等<br>☐その他　(　　)<br><br>上記事項を取扱う理由</td></tr>
<tr><td colspan="2">心　身</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="2">☐健康状態<br>☐容　姿<br>☐病　歴<br>☐障がい程度<br>☐その他<br>(　　)</td><td>☐<br>☐<br>☐<br>☐<br>☐</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>個人情報の収集方法</td><td colspan="4">☑本人　☐本人以外(本人同意・法令等・公知性・緊急性・審議会)</td></tr>
<tr><td>個人情報の収集時期</td><td colspan="4">☐定期(　　月～　　月)　☑随時(　説明会開催時等　)</td></tr>
<tr><td>本人への通知方法</td><td colspan="4">☐文書　☐口頭　☐告示<br>☐通知不要<br>(那覇市個人情報保護条例施行規則第3条第2項第　号に該当)</td></tr>
<tr><td>個人情報の記録形態</td><td colspan="4">☑文書　☐図画　☑電磁媒体　☐その他(　　)</td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="4">「届出が必要という制度についての認識をしておらず事後届出になった」</td></tr>
</table>

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の届出をする場合は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成 29 年 2 月 22 日

那覇市長　宛

那覇市長　　城間　幹子

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td>届出担当部課</td><td colspan="3">健康部　保健総務課　　電話（内線：6001）</td></tr>
<tr><td>届出の区分</td><td>□ 廃止　■ 変更</td><td>業務の廃止・変更年月日</td><td>平成29年2月22日</td></tr>
<tr><td>業務の名称及び開始年月日</td><td colspan="3">那覇市保健所運営協議会　　平成25年4月1日</td></tr>
<tr><td>廃止又は変更の理由</td><td colspan="3">個人情報の記録の内容として、本籍を記載していたが、実際には収集していないため</td></tr>
<tr><td rowspan="2">変更の内容</td><td colspan="2">変更前</td><td>変更後</td></tr>
<tr><td colspan="2">個人情報の記録の内容<br>基本的事項<br>本籍</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

（注）　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成29年3月2日

那覇市長　宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 都市計画部　都市計画課　　電話951-3246 | | |
| 届出の区分 | □ 廃止　☑ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成29年3月2日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 駐車場法に基づく路外駐車場設置届受付　平成4年3月19日 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 都市計画法第二次一括法により、業務が市へ移譲されたため。 | | |
| 変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | 路外駐車場設置届の受理及び県知事への進達 | 路外駐車場設置届の受理 | |
| 備考 | | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成29年3月2日

那覇市長　宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 都市計画部　都市計画課　　電話951-3246 | | |
| 届出の区分 | □ 廃止　☑ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成29年3月2日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 都市計画法に基づく建築の許可の副申に関する業務<br>平成4年3月19日 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 都市計画法第二次一括法により、業務が市へ移譲されたため。 | | |
| 変更の名称<br>変更の内容 | 変更前 | 変更後 | |
| | 都市計画法に基づく建築許可の副申に関する業務<br>都市計画施設内の建築行為について県へ副申を行う | 都市計画法に基づく建築の許可に関する業務<br>都市計画施設内の建築行為について許可を行う | |
| 備考 | | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

# 個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成29年3月2日

那覇市長　宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 都市計画部　都市計画課　　電話951-3246 | | |
| 届出の区分 | □ 廃止　☑ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成29年3月2日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | なはモビリティウィーク＆カーフリーデー運営業務委託<br>平成23年9月1日 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 業務内容を見直したため。 | | |
| 変更の名称 | 変更前 | 変更後 | |
| | なはモビリティウィーク＆カーフリーデー運営業務委託 | なはモビリティウィーク＆カーフリーデーの運営に関する業務 | |
| 備考 | | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成29年3月2日

那覇市長　宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 都市計画部　都市計画課　　電話951-3246 | | |
| 届出の区分 | ☑ 廃止　□ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成29年3月2日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 2008なはモビリティウィーク＆カーフリーデーにおけるカーフリー宣言者の募集<br>平成20年8月21日 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 業務完了のため。 | | |
| 変更の名称 | 変更前 | 変更後 | |
| | | | |
| 備考 | | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成29年3月2日

那覇市長　宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 都市計画部　都市計画課　　電話951-3246 | | |
| 届出の区分 | ☑ 廃止　□ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成29年3月2日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 2009なはモビリティウィーク＆カーフリーデーにおけるカーフリー宣言者の募集<br>平成21年9月9日 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 業務完了のため。 | | |
| 変更の名称 | 変更前 | 変更後 | |
| | | | |
| 備考 | | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

第2号様式(第23条関係)

個人情報業務(廃止・変更)届出書

平成29年3月2日

那覇市長　宛

那覇市長

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 届出担当部課 | 都市計画部　都市計画課　　電話951-3246 | | |
| 届出の区分 | ☑ 廃止　□ 変更 | 業務の廃止・変更年月日 | 平成29年3月2日 |
| 業務の名称及び開始年月日 | 2010なはモビリティウィーク＆カーフリーデーにおけるカーフリー宣言者の募集<br>平成22年9月1日 | | |
| 廃止又は変更の理由 | 業務完了のため。 | | |
| 変更の名称 | 変更前 | 変更後 | |
| | | | |
| 備考 | | | |

(注)　那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 594 号
平成 29 年３月３日
掲　　示　　済

那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務委託契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第１項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の６及び那覇市契約規則第４条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項
（１）業　務　名　那覇市役所本庁舎植栽維持管理業務
（２）履 行 場 所　那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
　　那覇市泉崎１丁目１番１号
（３）業務の目的　本庁舎外周及び中庭に設置されている植物を常に良好な状態に管理し、庁舎の美観を保つとともに遮熱効果を提供することを目的とする。
（４）履行期間　平成 29 年４月１日から平成 30 年３月 31 日
※本事業予算については、平成 29 年度当初予算に計上しているところです。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。
（１）　那覇市「建設業者格付名簿」の業種「造園」に登録されていること。
（２）　従業員に常勤の者で造園施工管理技術士の資格を有する者が１人以上いること。
（３）　営業実績が２年以上あること。
（４）　那覇市の市税を完納していること。
（５）　本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業

務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月５日総務部長決裁）による。

（６）労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

（７）賃金不払等社会的不正行為がないこと。

（８）業務執行において不誠実な行為がないこと。

（９）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(10) 経営及び信用の状況が良好であること。

(11) 施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定する者に該当しないこと。

(12) 施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後２年を経過していること。

(13) 那覇市暴力団排除条例(平成 24 年那覇市条例第１号。)第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

(14) その他市長が必要と認める条件

３　業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間　平成 29 年３月３日（金）～平成 29 年３月 10 日（金）
９時 00 分～16 時 00 分（12 時～13 時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所本庁舎５階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

４　業務委託仕様書等に対する質問及び回答

（１）質問期間　平成 29 年３月３日（金）～平成 29 年３月 10 日（金）

（２）質問方法　質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

（３）回 答 日　平成 29 年３月 14 日（火）

（４）回答方法　仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

５　入札執行の日時及び場所

（１）日　時　平成 29 年３月 27 日(月)
13 時 30 分受付開始　13 時 40 分入札開始

（２）場　所　那覇市泉崎１丁目１番１号 那覇市役所本庁舎 10 階会議室(1001)
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

６　入札時提出書類
（１）入札書（市様式）
（２）代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

７　入札保証金
入札保証金は、那覇市契約規則第８条第１項に基づき免除することができる。

８　資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）
落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。
（１）入札資格審査申請書
（２）業務実績表（市様式）
（３）商業登記簿
（４）市税完納証明書
（５）所在地確認資料
（６）労働保険（労災・雇用）加入証明書
（７）社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
（８）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
（９）その他市長が必要と認める書類

９　入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10　郵送による入札は認めない。

11　留意事項
入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12　お問合せ
那覇市総務部管財課庁舎管理グループ
〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号
電話 098-862-9904　ＦＡＸ　098-862-9352

那覇市公告第 595 号
平成 29 年３月３日
掲　　示　　済

那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借契約の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第１項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の６及び那覇市契約規則第４条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項
（１）業　務　名　那覇市役所本庁舎観葉植物等賃貸借
（２）履 行 場 所　那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
　　那覇市泉崎１丁目１番１号
（３）業務の目的　本庁舎内に観葉植物を設置し、常に状態の良い状況を保ち来庁する市民に憩いの空間を提供することを目的とする。
（４）履 行 期 間　平成 29 年４月１日から平成 30 年３月 31 日
※本事業予算については、平成 29 年度当初予算に計上しているところです。事業の執行については、予算成立が前提となるため、内容等に変更が生じる場合があることを予めご留意ください。

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。
（１）那覇市「建設業者格付名簿」の業種「造園」に登録されていること。
（２）営業実績が２年以上あること。
（３）那覇市の市税を完納していること。
（４）本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月５日総務部長決裁）による。
（５）労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

（６）賃金不払等社会的不正行為がないこと。
（７）業務執行において不誠実な行為がないこと。
（８）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
（９）経営及び信用の状況が良好であること。
(10) 施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定する者に該当しないこと。
(11) 施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後２年を経過していること。
(12) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第１号。）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
(13) その他市長が必要と認める条件

３　業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間　平成29年３月３日（金）～平成29年３月10日（金）
９時00分～16時00分（12時～13時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）
配布場所　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所本庁舎５階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

４　業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間　平成29年３月３日（金）～平成29年３月10日（金）
質問方法　質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回 答 日　平成29年３月14日（火）
回答方法　仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

５　入札執行の日時及び場所
日　時　平成29年３月27日(月)
14時30分受付開始　14時40分入札開始
場　所　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所本庁舎５階会議室(501)
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

６　入札時提出書類
（１）入札書（市様式）
（２）代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

７　入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第８条第１項に基づき免除することができる。

８　資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

（１）入札資格審査申請書
（２）業務実績表（市様式）
（３）商業登記簿
（４）市税完納証明書
（５）所在地確認資料
（６）労働保険（労災・雇用）加入証明書
（７）社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
（８）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
（９）その他市長が必要と認める書類

９　入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10　郵送による入札は認めない。

11　留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12　お問合せ

那覇市総務部管財課庁舎管理ｸﾞﾙｰﾌﾟ
〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号
電話 098-862-9904　ＦＡＸ　098-862-9352

那覇市公告第 596 号
平成 29 年３月３日
掲　　示　　済

那覇市役所真和志庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託の入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第１項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の６及び那覇市契約規則第４条の規定により、次のように公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項
（１）業 務 名　那覇市役所真和志庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託
（２）履行場所　那覇市役所真和志庁舎
（３）履行期間　平成 29 年４月１日から平成 31 年３月 31 日まで
（４）長期継続契約
この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第２条第２項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

２　入札に参加する者に必要な資格
（１）那覇産業保安監督事務所の「電気保安法人名簿」に登録されていること。
（２）営業実績が２年以上あること。
（３）那覇市の市税を完納していること。
（４）本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準(平成 23 年 12 月５日総務部長決裁)による。
（５）労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
（６）賃金不払等社会的不正行為がないこと。
（７）業務執行において不誠実な行為がないこと。
（８）経営及び信用の状況が良好であること。

（９）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定する者に該当しないこと。
(10) 地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後２年を経過していること。
(11) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第１号。）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
(12) その他市長が必要と認める条件

３　業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間　平成29年３月３日(金)～平成29年３月10日(金)
９時00分～16時00分（12時～13時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）
配布場所　那覇市泉崎１丁目１番１号　本庁舎５階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

４　業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間　平成29年３月３日（金）～平成29年３月10日（金）
質問方法　質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回 答 日　平成29年３月14日（火）
回答方法　仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

５　入札執行の日時及び場所
日　時　平成29年３月17日（金）
10時00分受付開始10時10分入札開始
場　所　那覇市泉崎１丁目１番１号　本庁舎５階501会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

６　入札時提出書類
（１）入札書（市様式）
（２）代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）
（３）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）

７　入札保証金
那覇市契約規則第８条第１項の規定に基づく場合は免除することができる。

８　資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）
落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

（１）入札資格審査申請書
（２）業務実績表（市様式）
（３）商業登記簿
（４）市税完納証明書
（５）所在地確認資料
（６）労働保険（労災・雇用）加入証明書
（７）社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
（８）その他市長が必要と認める書類

９　入札の無効
　入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10　郵送による入札は認めない。

11　留意事項
　入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12　お問合せ
　那覇市総務部管財課庁舎管理ｸﾞﾙｰﾌﾟ
　〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号
　電話 098-862-9904　ＦＡＸ　098-862-9352

---

那覇市公告第 597 号
平成 29 年３月３日
掲　　示　　済

那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第１項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の６及び那覇市契約規則第４条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項

（１）業　務　名　那覇市役所本庁舎エスカレーター保守点検業務委託

（２）履 行 場 所　那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」）
那覇市泉崎１丁目１番１号

（３）履 行 対 象　エスカレーター４基（型式:S1000TE-D）

（４）履 行 期 間　平成29年４月１日から平成31年３月31日

（５）長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第２条第２号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

（６）目　　的　本庁舎に設置しているエスカレーター４基を正常かつ良好な運転状態に保つため、定期点検及び故障対策を実施する。

（７）主 な 概 要

・技術員による月に１回の巡回点検整備
・法定定期検査
・不時の故障等が発生したときの点検及び修理（24時間制）

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

（１）　那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付名簿」の業種「機械器具設置」に登録していること。

（２）　那覇市の市税を完納していること。

（３）　本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月５日総務部長決裁）による。

（４）　労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

（５）　賃金不払等社会的不正行為がないこと。

（６）　業務執行において不誠実な行為がないこと。

（７）　会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

（８）　経営及び信用の状況が良好であること。

（９）　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項の規定する者に該当しないこと。

(10) 地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後２年を経過していること。
(11) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第１号。）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
(12) 「昇降機検査資格者」資格を有し、かつ、同一規模の保守点検実務経験が３年以上ある者が３人以上在職していること。
(13) 制服制度があること。
(14) その他市長が必要と認める条件

３　業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間　平成 29 年３月３日（金）～平成 29 年３月 10 日（金）
９時 00 分～16 時 00 分（12～13 時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）
配布場所　那覇市泉崎１丁目１番１号　本庁舎５階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

４　業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間　平成 29 年３月３日（金）～平成 29 年３月 10 日（金）
質問方法　質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回答日　平成 29 年３月 14 日（火）
回答方法　仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

５　入札執行の日時及び場所
日　時　平成 29 年３月 17 日（金）
13 時 30 分受付開始　13 時 40 分入札開始
場　所　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市本庁舎５階会議室（501）
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

６　入札時提出書類
（１）入札書（市様式）
（２）代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

７　入札保証金
入札保証金は、那覇市契約規則第８条第１項に基づき免除する。

８　契約保証金
契約金額の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則（昭和 46

年那覇市規則第13号）第30条第１項第１号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

９　資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

（１）入札資格審査申請書
（２）業務実績表（市様式）
（３）商業登記簿
（４）市税完納証明書
（５）所在地確認資料
（６）労働保険（労災・雇用）加入証明書
（７）社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
（８）入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
（９）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
（10）その他市長が必要と認める書類

10　入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11　郵送による入札は認めない。

12　留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13　お問合せ

那覇市総務部　管財課　庁舎管理Ｇ
〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号
電話 098-862-9904　ＦＡＸ　098-862-9352

---

那覇市公告第598号
平成29年３月３日
掲　　示　　済

那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第１項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の６及び那覇市契約規則第４条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項

（１）　業　務　名　那覇市役所本庁舎エレベーター保守点検業務委託

（２）　履 行 場 所　那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」）
①　那覇市泉崎１丁目１番１号

（３）　履行対象　エレベーター４基

（４）　履行期間　平成29年４月１日から平成31年３月31日

（５）　長期継続契約
この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成21年那覇市条例第41号）第２条第２号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

（６）　目的　本庁舎に設置しているエレベーター４基を正常かつ良好な運転状態に保つため、定期点検及び故障対策を実施する。

（７）　主な概要
・技術員による３ヶ月に１回の巡回点検整備
・監視診断装置による毎月１回の点検、又は技術員による毎月１回の巡回点検
・不時の故障等が発生したときの点検及び修理（24時間体制）

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

（１）　那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付名簿」の業種「機械器具設置」に登録していること。

（２）　那覇市の市税を完納していること。

（３）　本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月５日総務部長決裁）による。

（４）　労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

（５）賃金不払等社会的不正行為がないこと。
（６）業務執行において不誠実な行為がないこと。
（７）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
（８）経営及び信用の状況が良好であること。
（９）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定する者に該当しないこと。
（10）地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後２年を経過していること。
（11）那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第１号。）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
（12）「昇降機検査資格者」資格を有し、かつ、同一規模の保守点検実務経験が３年以上のある者が３人以上在職していること。
（13）制服制度があること。
（14）その他市長が必要と認める条件

３　業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間　平成 29 年３月３日（金）～平成 29 年３月 10 日（金）
９時 00 分～16 時 00 分（12～13 時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）
配布場所　那覇市泉崎１丁目１番１号　本庁舎５階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

４　業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間　平成 29 年３月３日（金）～平成 29 年３月 10 日（金）
質問方法　質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回答日　平成 29 年３月 14 日（火）
回答方法　仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

５　入札執行の日時及び場所
日　時　平成 29 年３月 17 日（金）
14 時 30 分受付開始　14 時 40 分入札開始
場　所　那覇市泉崎１丁目１番１号　本庁舎５階会議室（501）
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

６　入札時提出書類
（１）入札書（市様式）
（２）代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

７　入札保証金
　入札保証金は、那覇市契約規則第８条第１項に基づき免除する。

８　契約保証金
　契約金額の 100 分の 10 に相当する額の納付、又は那覇市契約規則（昭和 46 年那覇市規則第 13 号）第 30 条第１項第１号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

９　資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）
　落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。
（１）入札資格審査申請書
（２）業務実績表（市様式）
（３）商業登記簿
（４）市税完納証明書
（５）所在地確認資料
（６）労働保険（労災・雇用）加入証明書
（７）社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
（８）入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
（９）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
(10) その他市長が必要と認める書類

10　入札の無効
　入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11　郵送による入札は認めない。

12　留意事項
　入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13　お問合せ
　那覇市総務部　管財課　庁舎管理Ｇ
　〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号
　電話 098-862-9904　ＦＡＸ　098-862-9352

那覇市公告第 599 号
平成 29 年３月３日
掲　　示　　済

那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第１項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の６及び那覇市契約規則第４条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項
（１）契約案件名　那覇市役所本庁舎消防用設備保守点検業務委託
（２）履 行 場 所　那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」）
　　那覇市泉崎１丁目１番１号
（３）履 行 対 象　本庁舎消防設備等
（４）履 行 期 間　平成 29 年４月１日から平成 31 年３月 31 日
（５）長期継続契約
　この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第２条第２号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。
（６）目的　　那覇市役所本庁舎に設置してある消防用設備を常に良好な状態に維持し、万一の火災等発生時に備えるとともに、不具合の発生を未然に防止するため、定期点検及び故障対策を実施する。
（７）主な概要
・消防法に基づく点検及び関係機関への報告
・地下タンク及び埋設配管圧力検査業務
・防災管理点検

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項
　この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定

める資格をすべて満たされなければならない。

（１）那覇市「建設業者格付名簿」の業種「消防施設」に登録されていること。

（２）平成 27 年４月１日から平成 29 年３月 31 日までの２ヵ年度において、建築物における消防用設備の保守点検業務を元請として実施した実績があり、当該期間における年度平均の受注金額が 50 万円以上あること。

（３）従業員に次の資格を有する者がいること。

・消防設備士免状（甲種１～５類及び乙種６類）
・第１種消防設備点検資格者免状
・第２種消防設備点検資格者免状
・防災管理点検資格者免状
・危険物取扱者免状（乙種４類又は甲種）

（４）那覇市の市税を完納していること。

（５）本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月５日総務部長決裁）による。

（６）労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

（７）賃金不払等社会的不正行為がないこと。

（８）業務執行において不誠実な行為がないこと。

（９）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。

(10) 経営及び信用の状況が良好であること。

(11) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定する者に該当しないこと。

(12) 地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後２年を経過していること。

(13) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第１号。）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

(14) その他市長が必要と認める条件

３　業務委託仕様書の配布期間及び配布場所

配布期間　平成 29 年３月３日（金）～平成 29 年３月 10 日（金）
　　９時 00 分～16 時 00 分（12 時～13 時を除く）
　　（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）

配布場所　那覇市泉崎１丁目１番１号 本庁舎５階
　　那覇市総務部管財課
　　※窓口でのみ配布します。

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

4　業務委託仕様書等に対する質問及び回答

質問期間　平成29年３月３日（金）～平成29年３月10日（金）

質問方法　質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。

※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。

回答日　平成29年３月14日（火）

回答方法　仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

5　入札執行の日時及び場所

日　時　平成29年３月17日（金）

15時30分受付開始　　15時40分入札開始

場　所　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市役所本庁舎５階会議室（501）

※本庁舎の駐車場は有料になっています。

6　入札時提出書類

（1）入札書（市様式）

（2）代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

7　入札保証金

入札保証金は、那覇市契約規則第８条第１項に基づき免除する

8　契約保証金

契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則（昭和46年那覇市規則第13号）第30条第１項第１号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

9　資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。

（1）入札資格審査申請書

（2）業務実績表（市様式）

（3）商業登記簿

（4）市税完納証明書

（5）所在地確認資料

（6）労働保険（労災・雇用）加入証明書

（7）社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書

（8）入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し

（9）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）

(10)その他市長が必要と認める書類

10　入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び「２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項」に違反した入札は無効とします。

11　郵送による入札は認めない。

12　留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13　お問合せ

那覇市 総務部 管財課 庁舎管理Ｇ
〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号
電話 098-862-9904　ＦＡＸ　098-862-9352

---

**那覇市公告第 600 号**
平成 29 年３月３日
掲　　示　　済

那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第１項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の６及び那覇市契約規則第４条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項

（１）業　務　名　那覇市役所本庁舎空調設備保守点検業務委託
（２）履 行 場 所　那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」）
　　那覇市泉崎１丁目１番１号
（３）履 行 対 象　空調機型式（ＥＨＰ方式、ＧＨＰ方式）
（４）履 行 期 間　平成 29 年４月１日から平成 31 年３月 31 日

（５）長期継続契約

この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第２条第２号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

（６）目的　　本庁舎に設置している空調設備を常に良好な状態に維持するとともに、故障を未然防止に図るために実施する。

（７）主な概要

・保全技術員による年１回のシーズンイン点検（４月）
・保全技術員による年３回のシーズンオン点検（５～10 月）
・不時の故障等が発生したときの点検及び修理

２　入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

（１）　那覇市建設工事等競争入札参加者資格に関する規定に基づく「建設業者格付名簿」の業者「管」に登録していること。
（２）　那覇市の市税を完納していること。
（３）　本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
（４）　労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
（５）　賃金不払等社会的不正行為がないこと。
（６）　業務執行において不誠実な行為がないこと。
（７）　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
（８）　経営及び信用の状況が良好であること。
（９）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定する者に該当しないこと。
（10）　地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後２年を経過していること。
（11）　那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第１号。）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。

(12) 制服制度があること。
(13) その他市長が必要と認める条件

３　業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間　平成29年３月３日（金）～平成29年３月10日（金）
９時00分～16時00分（12～13時を除く）
（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）
配布場所　那覇市泉崎１丁目１番１号　本庁舎５階
那覇市総務部管財課
※窓口でのみ配布します。
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

４　業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間　平成29年３月３日（金）～平成29年３月10日（金）
質問方法　質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回答日　平成29年３月14日（火）
回答方法　仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

５　入札執行の日時及び場所
日　時　平成29年３月17日（金）
16時30分受付開始　16時40分入札開始
場　所　那覇市泉崎１丁目１番１号　那覇市本庁舎５階会議室（501）
※本庁舎の駐車場は有料になっています。
６　入札時提出書類
（１）入札書（市様式）
（２）代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）

７　入札保証金
入札保証金は、那覇市契約規則第８条第１項に基づき免除する。

８　契約保証金
契約金額の100分の10に相当する額の納付、又は那覇市契約規則（昭和46年那覇市規則第13号）第30条第１項第１号に規定する履行保証保険契約を締結すること。

９　資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）
落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。
（１）入札資格審査申請書
（２）業務実績表（市様式）
（３）商業登記簿

（４）市税完納証明書
（５）所在地確認資料
（６）労働保険（労災・雇用）加入証明書
（７）社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
（８）入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
（９）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
(10) その他市長が必要と認める書類

10　入札の無効
　入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

11　郵送による入札は認めない。

12　留意事項
　入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

13　お問合せ
　那覇市総務部　管財課　庁舎管理G
　〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号
　電話 098-862-9904　ＦＡＸ　098-862-9352

---

那覇市公告第 601 号
平成 29 年３月３日
掲　　示　　済

那覇市役所本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託の入札の実施について（長期継続契約）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の６及び那覇市契約規則第４条の規定により、次のように公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　入札に付する事項
（１）業　務　名　那覇市役所本庁舎自家用電気工作物保安管理業務委託
（２）履 行 場 所　那覇市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）
（３）履行期間　　平成 29 年４月１日から平成 32 年３月 31 日まで
（４）長期継続契約
　この入札に係る契約は那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第２条第２項の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で契約を締結又は契約を継続するものであり、当該契約に係る支出予算の減額または削除があった場合、この契約を変更又は解除することができるものとする。

２　入札に参加する者に必要な資格
（１）那覇産業保安監督事務所の「電気保安法人名簿」に登録されていること。
（２）営業実績が２年以上あること。
（３）那覇市の市税を完納していること。
（４）本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月５日総務部長決裁）による。
（５）労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
（６）賃金不払等社会的不正行為がないこと。
（７）業務執行において不誠実な行為がないこと。
（８）経営及び信用の状況が良好であること。
（９）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定する者に該当しないこと。
(10) 地方自治法施行令第 167 条の４第２項各号のいずれかに該当すると認められたものにあっては、その事実があった後２年を経過していること。
(11) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第１号。）第２条第１号に規定する暴力団又は同条第２号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
(12) その他市長が必要と認める条件

３　業務委託仕様書の配布期間及び配布場所
配布期間　平成 29 年３月３日(金)～平成 29 年３月 10 日(金)
　９時 00 分～16 時 00 分（12 時～13 時を除く）
　（ただし土曜日、日曜日、祝日を除く）
配布場所　那覇市泉崎１丁目１番１号　本庁舎５階
　那覇市総務部管財課
　※窓口でのみ配布します。
　※本庁舎の駐車場は有料になっています。

４　業務委託仕様書等に対する質問及び回答
質問期間　平成29年３月３日（金）～平成29年３月10日（金）
質問方法　質問書（市様式）を那覇市総務部管財課へ電子メールで提出すること。
※メールアドレスは仕様書配布時にお配りします。
回答日　平成29年３月14日（火）
回答方法　仕様書配布の受付を行った業者に対し、メールで回答します。

５　入札執行の日時及び場所
日　時　平成29年３月17日（金）
11時00分受付開始11時10分入札開始
場　所　那覇市泉崎１丁目１番１号　本庁舎５階501会議室
※本庁舎の駐車場は有料になっています。

６　入札時提出書類
（１）入札書（市様式）
（２）代理人が入札する場合にあっては委任状（市様式）
（３）暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）

７　入札保証金
那覇市契約規則第８条第１項の規定に基づく場合は免除することができる。

８　資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）
落札候補者は、指定された期日までに下記資格審査書類を那覇市管財課まで持参のうえ提出すること。
（１）入札資格審査申請書
（２）業務実績表（市様式）
（３）商業登記簿
（４）市税完納証明書
（５）所在地確認資料
（６）労働保険（労災・雇用）加入証明書
（７）社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
（８）その他市長が必要と認める書類

９　入札の無効
入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とします。

10　郵送による入札は認めない。

11　留意事項
入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

12　お問合せ
　　那覇市総務部管財課庁舎管理ｸﾞﾙｰﾌﾟ
　　〒900-8585　那覇市泉崎１丁目１番１号
　　電話 098-862-9904　ＦＡＸ　098-862-9352

---

**那覇市公告第 604 号**
平成 29 年３月６日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第２項の規定において準用する同法第62条第１項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第２項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長　城　間　幹　子

１　都市計画事業の種類及び名称
　（１）種類　那覇広域都市計画道路事業
　（２）名称　９・７・１号　沖縄都市モノレール

２　施行者の名称　　沖縄県

３　縦覧場所及び縦覧期間
　（１）場所　那覇市建設管理部道路建設課
　（２）期間　平成 29 年３月６日～平成 32 年３月 31 日

那覇市公告第 605 号
平成 29 年 3 月 6 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業真嘉比古島第一地区土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第９項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

記

１　土地区画整理事業の名称　　那覇広域都市計画事業
真嘉比古島第一地区土地区画整理事業

２　施　行　者　の　名　称　　那覇市

３　施　　行　　地　　区

| | | | |
|---|---|---|---|
| 那覇市 | 古　　島 | １丁目　２丁目 | 全　部 |
| | 首里末吉町 | ４丁目 | |
| | 字　古　島 | 古島宝口原 | の一部 |
| | 松　　島 | １丁目　２丁目 | |
| | 真　嘉　比 | ２丁目　３丁目 | |
| | 首里山川町 | ２丁目 | |

４　事　業　施　行　期　間　　昭和50年６月５日から
平成32年３月31日まで

５　事　務　所　の　所　在　地　　那覇市泉崎１丁目１番１号
都市計画部 市街地整備課

６　事業計画の決定の年月日　　昭和50年６月５日

７　事業計画の変更の年月日　　平成29年３月６日

那覇市公告第 606 号
平成 29 年 3 月 6 日
掲　　示　　済

那覇広域都市計画事業壺川土地区画整理事業の事業計画変更について

那覇広域都市計画事業壺川土地区画整理事業の事業計画の変更をしたので、土地区画整理法第55条第13項において準用する同条第９項の規定により、下記の事項を公告する。

那覇市長　城　間　幹　子

記

１　土地区画整理事業の名称　　那覇広域都市計画事業
壺川土地区画整理事業

２　施　行　者　の　名　称　　那覇市

３　施　　行　　地　　区

| | | | |
|---|---|---|---|
| 那　覇　市 | 壺川 | ３丁目 | 全　部 |
| | 壺川 | １丁目、２丁目 | の一部 |
| | 泉崎 | ２丁目 | |
| | 旭町 | | |

４　事　業　施　行　期　間　　昭和59年１月18日から
平成32年３月31日まで

５　事　務　所　の　所　在　地　　那覇市泉崎１丁目１番１号
都市計画部　市街地整備課

６　事業計画の決定の年月日　　昭和59年１月18日

７　事業計画の変更の年月日　　平成29年３月６日

那覇市公告第 609 号
平成 29 年 3 月 7 日
掲　　示　　済

モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書の縦覧について

都市再開発法（昭和 44 年６月３日法律第 38 号）第 50 条の８第３項の規定に基づき、下記事業に係る図書を、同法第 100 条又は同法第 125 条の２第５項の公告の日まで、縦覧に供します。

那覇市長　城　間　幹　子

記

１　名　　称：モノレール旭橋駅周辺地区第一種市街地再開発事業

２　図　　書：施行地区及び設計の概要を表示する図書

３　縦覧場所：那覇市都市計画部市街地整備課
（那覇市泉崎１丁目１番１号　本庁舎９階）

４　縦覧時間：午前８時 30 分から午後５時 15 分まで（土・日曜日及び祝日を除く）

那覇市公告第 624 号
平成 29 年３月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長　城　間　幹　子

１　開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 28 年８月４日　第 H28－01－01 号　那覇市指令都建第 1452 号

２　開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里石嶺町２丁目 70 番 26

３　公共施設
なし

４　開発許可を受けた者の住所及び氏名
那覇市楚辺２丁目 33 番 18 号
沖縄県農業協同組合　代表理事 理事長　大城 勉

５　検査済証番号
平成 29 年２月 21 日　那都建第 819 号

６　工事完了年月日
平成 29 年２月１日

那覇市公告第 625 号
平成 29 年３月 15 日

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第２項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長　城　間　幹　子

１　開発許可年月日、番号及び指令番号
平成 28 年９月 21 日　第 H25－03－06 号　那覇市指令都建第 1999 号

２　開発区域に含まれる地域の名称
宮城地区宅地造成工事　第５工区
那覇市宮城１丁目 42 番１他８筆 及び 那覇市高良３丁目 16 番５号

３　公共施設
なし

４　開発許可を受けた者の住所及び氏名
横浜市戸塚区戸塚町 143 番地４
株式会社 富士開発　代表取締役　小尾 一

５　検査済証番号
平成 29 年２月 24 日　那都建第 829 号

６　工事完了年月日
平成 29 年２月 15 日

# 教育委員会訓令

那覇市教育委員会訓令第１号
平成２９年２月２８日
公　　表　　済

那覇市教育委員会事務局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市教育委員会
委員長　神村洋子

那覇市教育委員会事務局等職員の人事評価実施規程の一部を改正する訓令

那覇市教育委員会事務局等職員の人事評価実施規程(平成27年那覇市教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

| 改正前 | 改正後 |
| --- | --- |
| (趣旨) | (趣旨) |
| 第1条　この訓令は、教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員(県費負担教職員を除く。以下「職員」という。)の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。 | 第1条　この訓令は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第23条の2第2項の規定に基づき、教育委員会事務局及び教育委員会の所管に属する教育機関の職員(県費負担教職員を除く。以下「職員」という。)の人事評価の基準及び方法に関する事項その他人事評価に関し必要な事項を定めるものとする。 |
| (定義) | (定義) |
| 第2条　この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 | 第2条　［略］ |
| (1)　人事評価　地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることができることとされる、教育委員会が行う職員の執務についての勤務成績の評定として行うものをいう。 | (1)　人事評価　地方公務員法第6条第1項の人事評価をいう。 |
| (2)～(5)　［略］ | (2)～(5)　［略］ |
| (6)　条件付採用期間評価　地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条第1項の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件付である職員が同項に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。 | (6)　条件付採用期間評価　地方公務員法第22条第1項の正式採用とするか否かの判断を行うために、条件付である職員が同項に規定する条件付採用の期間において、その職務を良好な成績で遂行したか否かについての評価をいう。 |
| (7)　［略］ | (7)　［略］ |
| (人事評価推進協議会の設置) | (人事評価推進協議会の設置) |
| 第19条　人事評価制度の円滑な運用、公務能率の向上等のために必要な協議、連絡調整等を行うため、教育長が指定する部 | 第19条　人事評価制度の円滑な運用、公務能率の向上等のために必要な協議、連絡調整等を行うため、教育長及び教育長が |

| | |
|---|---|
| 長等から構成する人事評価推進協議会を設置する。<br>付　則<br>（人事評価の試行的実施）<br>2　この訓令による定期評価は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）により人事評価制度の施行が義務付けられたことを踏まえ、当該施行に向けた試行的実施として行うものとする。 | 指定する部長等から構成する人事評価推進協議会を設置する。<br>付　則<br>（人事評価の試行的実施）<br>2　この訓令による定期評価（平成27年度及び平成28年度に係るものに限る。）は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）により人事評価制度の施行が義務付けられたことを踏まえ、当該施行に向けた試行的実施として行うものとする。 |

備考
1　改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）がない場合には、当該改正後部分を加える。
2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
3　改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付　則

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

# 選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第54号
平　成　２９　年　３　月　２　日
掲　　示　　済

直接請求に要する選挙権を有する者の数について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第１項及び第75条第１項並びに市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第６号）第４条第１項及び第５条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の１の数並びに地方自治法第76条第１項、第80条第１項、第81条第１項及び第86条第１項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第８条第１項に規定する選挙権を有する者の総数の３分の１の数並びに市町村の合併の特例に関する法律第４条第11項及び第５条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の６分の１の数は、それぞれ次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長　唐 眞　弘 安

１　選挙権を有する者の総数の50分の１の数　　5,203人

２　選挙権を有する者の総数の３分の１の数　　86,707人

３　選挙権を有する者の総数の６分の１の数　　43,354人

# 監査委員公表

那監公表第 11 号
平成 29 年 3 月 15 日

那覇市監査委員　新城和範
同　宮里善博
同　高良正幸
同　糸数昌洋

平成 28 年度後期定期監査の結果について（公表）

地方自治法第 199 条第４項の規定に基づき、総務部、企画財務部、都市計画部、建設管理部、こどもみらい部（こども政策課）の定期監査を行ったので、同条第９項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

# 平成28年度後期定期監査報告書

**第１　監査の対象　総務部**

総務課、秘書広報課、平和交流・男女参画課、人事課、管財課、法制契約課

**企画財務部**

企画調整課、財政課、情報政策課、行政経営課、納税課、市民税課、資産税課

**都市計画部**

都市計画課、建築指導課、市街地整備課、技術管理課、地籍調査課、

**建設管理部**

建設企画課、道路建設課、花とみどり課、建築工事課、道路管理課、公園管理課、市営住宅課

**こどもみらい部**

こども政策課

**第２　監査の期間**　平成28年11月17日から平成29年2月27日まで

**第３　監査の方法**

監査は平成27年度における予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等について、予算執行伺書、支出負担行為書、契約書、検査調書、執行状況表、備品台帳等を抽出審査し、関係各課から説明を聴取した。

**第４　監査の主眼及び重点事項**

１　監査の主眼

監査は、財務に関する事務が、法令に基づいて適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、市の経営に係る事業管理が、合理的かつ効率的に行われているかを主眼として実施した。

２　重点事項

監査に当たって、重点事項を次のとおり定めて実施した。

(1)　公金収納における現金の取扱及び歳入の調定事務について

ア　選定理由

市職員、嘱託員が窓口等において市民や利用者等から直接現金を受け取り（券売機の利用を含む。）、市に納入する収納事務について、正確性及び安全性の視点から検証し、適正な現金の取扱い体制の運用に資する。

歳入の調定事務について、合規性及び的確性の視点から調査し、適正な事務処理に資するため。

(2)　業務委託料（13節01細節）に係る履行確認等について

ア　選定理由

刊行物が未刊行にもかかわらず代金が支払われていた不適正な事務処理の事例があったことから、業務委託に係る履行確認等について重点

項目とする。ただし、業務委託契約40万円以下を除く。

## 第５　監査の結果

監査した結果、予算の執行状況、事務事業の状況、財産の管理状況等については、おおむね適正に執行されていると認められた。ただし、以下に述べるとおり、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務の執行に努められたい。

### １　重点事項に関する意見

#### (1) 公金収納における現金の取扱及び歳入の調定事務について

**ア　現金の取扱い事務について**

現金の取扱い事務については、監査対象課 26 課のうち７課（36 件）あり、３課（８件）において不適切な事務処理があった。これは、受領した現金(10,000 円)の金融機関への収納が約８か月遅れたもの(1 件)、また、指名した職員を会計管理者へ通知していないもの（１件)、現金取扱いのマニュアルが整備されていないもの（６件）であった。

那覇市会計規則第 27 条は「収納取扱員は、現金等を直接収納したときは、即日納付通知書により指定金融機関又は収納代理金融機関（･･･）に払い込まなければならない。ただし、即日払込みができない場合は収納取扱員において一時保管し、翌日（･･･）までに払い込まなければならない。」と規定している。また、同規則第 15 条第４項は「課長は、職員を収納取扱員に指定したとき、又はその職を免じたときは、所属、職名、氏名及び指定又は免じた年月日を速やかに会計管理者に通知しなければならない」と規定している。

現金の取扱いについては、同会計規則の関係規定を遵守し適切な事務処理をするとともに、正確性及び安全性の確保に資するためマニュアルを整備するよう検討されたい。

**イ　歳入の調定事務について**

歳入の調定事務については、監査対象課 26 課のうち 23 課（309 件）あり、４課（９件）において不適切な事務処理があった。そのうち、調定の時期が不適切なもの（６件）があり、５件が 30 日以上遅れて調定していた。また、調定の手続が不適切なもの（１件)、事後調定の理由が不適切なもの（２件）があった。

調定の時期及び手続きについては、那覇市会計規則第 20 条第１項は「歳入を徴収しようとするときは、当該歳入に係る法令及び契約書その他の関係書類に基づいて地方自治法施行令第 154 条第１項の規定による調査をし、その調査事項が適正であると認めたときは、直ちに予算科目別に調定をしなければならない。」と規定している。

調定時期の遅れ等は、債権管理に支障をきたすことから、同規則を遵守し適切に事務処理を行われたい。

#### (2) 業務委託料（13節01細節）に係る履行確認等について

業務委託料については、監査対象課 26 課のうち 25 課（292 件）あり、その履行状況について確認した結果、適正に処理されていた。

2　各課の指摘事項等

各課の指摘事項等については、次のとおりである。

**指摘事項等の件数（部局・課別）**　　（単位：件）

| 区　分（＊注）<br>部局・課名 | 指摘事項等の件数 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 指摘事項 | 是正事項 | 注意事項 | 要望事項 | 合計 |
| 総務部 | － | － | 3 | － | 3 |
| 総務課 | － | － | 1 | － | 1 |
| 秘書広報課 | － | － | 1 | － | 1 |
| 平和交流・男女参画課 | － | － | － | － | － |
| 人事課 | － | － | － | － | － |
| 管財課 | － | － | 1 | － | 1 |
| 法制契約課 | － | － | － | － | － |
| 企画財務部 | － | － | 2 | － | 2 |
| 企画調整課 | － | － | － | － | － |
| 財政課 | － | － | － | － | － |
| 情報政策課 | － | － | － | － | － |
| 行政経営課 | － | － | － | － | － |
| 納税課 | － | － | － | － | － |
| 市民税課 | － | － | 1 | － | 1 |
| 資産税課 | － | － | 1 | － | 1 |
| 都市計画部 | － | － | － | － | － |
| 都市計画課 | － | － | － | － | － |
| 建築指導課 | － | － | － | － | － |
| 市街地整備課 | － | － | － | － | － |
| 技術管理課 | － | － | － | － | － |
| 地籍調査課 | － | － | － | － | － |
| 建設管理部 | － | － | 1 | － | 1 |
| 建設企画課 | － | － | － | － | － |
| 道路建設課 | － | － | － | － | － |
| 花とみどり課 | － | － | － | － | － |
| 建築工事課 | － | － | － | － | － |
| 道路管理課 | － | － | － | － | － |
| 公園管理課 | － | － | － | － | － |
| 市営住宅課 | － | － | 1 | － | 1 |
| こどもみらい部 | － | － | － | － | － |
| こども政策課 | － | － | － | － | － |
| 合　　計 | － | － | 6 | － | 6 |

（＊注）指摘事項等の区分は、次のとおりとする。

(1)指摘事項：重大な違法、不当及び不正の状況への指摘とする。

(2)是正事項：改善を要する悪い状況を改め正すこと。

(3)注意事項：好ましくない状況があるので、気をつけるよう申し述べること。

(4)要望事項：予算執行の効果や事業成績の見地から事態の向上を求め望むこと。

## 総務部

### ○総務課

**旅行命令前の航空賃の私的な支払及び精算の遅延について（注意事項）**

出張に伴う普通旅費について、職員が旅行命令前に、自己のクレジットカードにより出張者２人分の航空賃（136,000 円）を私的に支払った。そのため、支払いの確認に時間を要し概算払いの精算が用務終了後 30 日を経過した。

当該事案は、秘書広報課が航空券の手配を担当し、総務課が旅行命令、支出負担行為等の事務を担当したが、職員の認識不足と相互の事務連絡が十分でなかったため、今回の事態が発生した。

那覇市職員等の旅費支給条例第４条第４項は、旅行命令権者は、旅行命令を発し、旅行命令簿に旅行に関する事項を記載し、これを旅行者に提示して行わなければならない旨、規定している。また、那覇市会計規則第 62 条第１項は、概算払を受けた者は、用務を終了した日から７日以内に精算報告書に証拠書類を添えて精算しなければならない旨、規定している。

事務の執行に当たっては、内部統制及び事故等の防止の観点から職員の私的な支払いを避けるとともに、職員等の旅費支給条例及び会計規則を遵守し適正な事務処理を行われたい。

### ○秘書広報課

**「声の広報」事業委託契約について（注意事項）**

「声の広報」事業は、毎月１回発行される広報「なは市民の友」等を受託者において、音訳してカセットテープに録音し秘書広報課が作成した個人名及び住所が記載された希望者リストにより送付している。

那覇市個人情報保護条例第 29 条第１項は、個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、当該個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない旨規定し、同条例施行規則第 17 条は、契約において個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他７項目の条件を付するものと規定しているが、当該委託契約にはその条件が付されていない。

個人情報を取り扱う契約の締結に当たっては、関係条例等を遵守し適正な個人情報保護を図られたい。

### ○管財課

**出席者費用弁償の指定金融機関等への払込みの遅延について（注意事項）**

平成 27 年６月 26 日、担当職員が関係団体総会に出席した際、当該団体の規程に基づき日当（10,000 円）を支給されたが、資料とともに同封された当該日当に気づかず、平成 28 年２月 24 日付けで指定金融機関への払込みを行っている。

那覇市会計規則第 27 条第１項は、現金等を直接収納したときは、即日又は翌営業日までに指定金融機関等に払い込まなければならない旨、規定している。

現金の取扱いに当たっては、事故等の防止の観点から会計規則を遵守し適正な事務処理を行われたい。

## 企画財務部

### ○市民税課

**資金前渡における精算事務の遅れについて（注意事項）**

軽自動車税納税通知書の料金後納郵便及びゆうパック料金の支払いのため受領した前渡金について、約10か月後に精算を行っている。

資金前渡の精算については、那覇市会計規則第57条第１項第３号は、支払いが終了した日から７日以内に行う旨、定めている。

資金前渡の精算事務に当たっては、会計規則を遵守し適切な事務処理を行われたい。

### ○資産税課

**前回監査（平成26年度）指摘事項等の措置状況について（注意事項）**

平成28年度地籍調査データ整備業務委託契約は、平成28年10月26日付け締結し、約１か月遅延の後、同年11月30日付け支出負担行為を行っている。当該業務については、平成26年度においても同様の事務処理があったため、平成26年度後期定期監査において注意事項として指摘されている（平成27年度は、適切な事務処理を行っていた。）。

那覇市予算決算規則第23条別表第１は「支出負担行為として整理する時期」は「契約締結のとき又は請求のあったとき」と規定している。

事務事業の執行に当たっては、関係規則等を遵守し適切な事務処理を図られたい。

## 建設管理部

### ○市営住宅課

**那覇市営住宅使用料等徴収業務委託及び市営住宅駐車場管理事務委託について（注意事項）**

那覇市営住宅使用料等徴収業務（指定管理者が行う徴収業務を除く。）は、２人と委託契約を締結し、市営住宅駐車場管理事務は、駐車場（区画貸し）が設置されている11市営住宅自治会長と委託契約を締結している。

個人情報を取り扱う業務を委託しようとするときは、那覇市個人情報保護条例施行規則第17条に基づき、受託者と締結する個人情報の処理に関する契約において、個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止の他７項目の条件を付するものとされているが、当該２件の契約にはその条件が付されていない。

また、上記住宅使用料等徴収業務委託の契約書において「委託手数料は、那覇市営住宅使用料等徴収業務委託要綱第11条にもとづき算出した額を支払う。」としている。那覇市契約規則第26条第２号は、契約書に記載すべき事項として契約金額を規定しているが、当該契約書には、契約金額の記載がない。

契約締結に当たっては、関係規則等を遵守し適切な事務処理を行われたい。

## 第６　各課の平成27年度の予算執行状況等

各課の予算執行状況等については、以下のとおりである。

### 総務部

### ○総務課

１　所掌事務

議会、災害対策に係る計画及び総合調整、防災会議・災害対策本部及び災害復旧に係る申請等、総合防災訓練・防災ボランティア団体等への防災対策の情報提供等、防災センターの設立及び防災の啓発、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）、文書・公印、中央行政機関等との連絡調整等、他部の所管に属しないことに関する事務

２　予算の執行状況

(1)　未収金

なし

(2)　負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

| | |
|---|---|
| 南部市町村会負担金 | 444万9,000円 |
| 沖縄県市長会負担金 | 212万円 |
| 全国市長会負担金 | 128万6,000円 |

３　契約事務の状況

(1)　業務委託契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 那覇市文書集配業務委託 | 377万5,680円 |
| 那覇市防災行政無線保守点検業務委託 | 311万400円 |
| 那覇市字国場925番地マンション建築工事現場内不発弾処理に伴う処理壕構築工事業務委託 | 214万7,985円 |

(2)　工事及び設計委託の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| （仮称）那覇市津波避難ビル建設工事（建築） | 8億8,273万2,000円 |
| （仮称）那覇市津波避難ビル建設工事（電気） | 8,647万4,400円 |
| （仮称）那覇市津波避難ビル建設工事（衛生） | 6,176万1,400円 |

(3)　使用料及び賃借料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 高速デジタル印刷機保守請負契約 | 675万2,565円 |
| ＭＣＡ無線アンテナ利用料 | 112万284円 |
| ＭＣＡ方式携帯無線機賃貸借契約 | 73万800円 |

(4)　修繕料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| Ｊ－ＡＬＥＲＴ自動起動機時間変更設定 | 19万4,400円 |
| 大型モニター天吊り金具 | 11万8,260円 |
| Ｊ－ＡＬＥＲＴ機器　ＵＰＳバッテリー交換 | 8万3,916円 |

4　財産の管理状況

(1)　土地

那覇市津波避難ビル　2,313.18 ㎡

（占用 1,377.81 ㎡、貸付 935.37 ㎡）

(2)　建物

那覇市津波避難ビル　4,480.91 ㎡

（占用 3,629.18 ㎡、貸付 851.73 ㎡）

(3)　物品

備品　743 品（うち、重要備品４品）

重要備品の主なもの

| | |
|---|---|
| 全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）設備 | 714 万円 |
| 防災車（緊急自動車） | 285 万円 |
| 無線機（ＦＵＴ－6100M） | 160 万円 |

**○秘書広報課**

1　所掌事務

市長及び副市長の秘書、儀式及び交際、渉外、ほう賞及び表彰、市政の普及啓発及び宣伝、報道機関との連絡調整、庁内広報に関する事務

2　予算の執行状況

(1)　未収金

なし

3　契約事務の状況

(1)　業務委託契約

| | |
|---|---|
| 広報誌「広報なは・市民の友」配布業務委託 | 2,155 万 5,072 円 |
| 市長専用車運転業務委託 | 354 万円 |
| 「声の広報」事業委託 | 103 万 9,770 円 |

(2)　使用料及び賃借料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 市長専用車の賃借料 | 86 万 6,880 円 |
| タクシー使用料 | 46 万 6,040 円 |
| ファックス機器賃貸借料 | 7 万 9,380 円 |

(3)　修繕料の契約

| | |
|---|---|
| レーザープリンタ メンテナンスキット | 2 万 7,000 円 |

4　財産の管理状況

(1)　無体財産権

著作権（那覇市シティープロモーション映像）　1 件

(2)　物品

備品　281 品（うち、重要備品１品）

重要備品

| | |
|---|---|
| 市長専用机 | 159 万円 |

## ○平和交流・男女参画課

1　所掌事務

平和振興、国際交流並びに姉妹都市及び友好都市、基地問題、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定(昭和47年条約第２号）に基づく放棄請求権の補償関係事業、男女共同参画計画、男女共同参画社会の形成の促進、女性センター、那覇軍港の跡地利用の基本政策、那覇軍港の移設に伴う市域の振興策等の策定及び推進に関する事務等

2　予算の執行状況

(1)　未収金

なし

(2)　負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金

| | |
|---|---|
| 核廃絶を求める団体への参加負担金 | 6万円 |
| 那覇市国際交流市民の会負担金 | 5万円 |

3　契約事務の状況

(1)　業務委託契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 那覇軍港地権者等合意形成活動 活動の方向性の整理等検討調査 | 1,004万4,000円 |
| 那覇･福州児童生徒交流祭福州市訪問団受入業務 | 108万2,020円 |
| 「思春期の心と体」のための意識啓発事業 | 57万9,258円 |

(2)　使用料及び賃借料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 海外移住那覇市出身者子弟研修受入事業に係る宿泊施設借上料 | 34万3,307円 |
| なは女性センター複写機賃借料 | 18万8,155円 |
| タクシー使用料 | 16万5,090円 |

4　財産の管理状況

(1)　土地

| | |
|---|---|
| 鏡水ふれあい会館（５筆） | 占用1,240.07㎡ |

(2)　建物

| | |
|---|---|
| 鏡水ふれあい会館 | 占用2,819㎡ |

(3)　山林（分収）

那覇・日南市民の森（国有山林61,276㎡）

| | |
|---|---|
| スギ | 11,160本 |
| ヒノキ | 2,500本 |
| イヌマキ外 | 1,470本 |

(4)　無体財産権

| | |
|---|---|
| 著作権(「なは・女のあしあと」3件、「なは女性史証言集」4件) | 7件 |

(5)　出資による権利

| | |
|---|---|
| 財団法人おきなわ女性財団 | 865万円 |

(6)　物品

備品　433品(うち、重要備品　２品)

重要備品

| | |
|---|---|
| グランドピアノ | 243万6,000円 |
| プロジェクター | 138万6,000円 |

**○人事課**

1　所掌事務

職員の任免・分限・懲戒・表彰・服務その他身分に関すること、職員の勤務条件、給与・報酬・費用弁償・共済組合等、職員の安全及び衛生管理・福利厚生、研修に関する事務

2　予算の執行状況

(1)　未収金

なし

(2)　負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

| | |
|---|---|
| 職員研修事業負担金 | 86万4,693円 |
| 退職手当負担金（企業事業） | 44万6,000円 |
| 地方公務員のための給与制度の基本と運用実務講座受講料 | 3万1,320円 |

3　契約事務の状況

(1)　業務委託契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 給与関係事務業務委託 | 2,735万1,768円 |
| H27那覇市職員定期健康診断業務委託 | 985万6,080円 |
| 人事評価システム構築業務委託 | 594万円 |

(2)　使用料及び賃借料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 人事給与システム賃貸借契約 | 447万480円 |
| 人事評価研修（実践）の実施に係る会議室等使用料 | 51万1,160円 |
| 複写機賃貸借料 | 26万5,049円 |

4　財産の管理状況

(1)　建物

| | |
|---|---|
| 厚生会館 | 占用615㎡ |

(2)　基金

| | |
|---|---|
| 退職手当基金 | 10億2,215万6,155円 |

(3)　物品

備品　206品(重要備品なし)

**○管財課**

1　所掌事務

財産の総括、普通財産、本庁舎及び真和志庁舎の管理、市有物件災害共済、所有者不明墓地、管理車両、年間単価契約物品の購入及び不用品の処分、物品の出納及び保管、公共料金支払システムによる光熱水費の支出決定、土地開発公社、本市が土地開発公社から取得した土地の管理及び処分の総合調整に関する事務

2　予算の執行状況

(1)　未収金

| | |
|---|---|
| 土地貸付収入（滞納繰越分） | 1,983万9,899円 |
| 土地貸付収入（一般貸付分） | 501万7,881円 |

(2)　負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

| | |
|---|---|
| 国有資産等所在市町村交付金 | 87万3,200円 |
| 沖縄県軍用地等地主会連合会年会費 | 16万6,000円 |
| エネルギー管理講習受講料 | 1万7,100円 |

3　契約事務の状況

(1)　業務委託契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 那覇市役所本庁舎中央監視業務委託 | 3,214万8,360円 |
| 那覇市役所本庁舎清掃業務委託Ａ | 2,710万2,060円 |
| 那覇市役所本庁舎清掃業務委託Ｂ | 1,749万6,000円 |

(2)　工事及び設計委託契約

| | |
|---|---|
| 不登校対策等拠点施設整備工事 | 2,760万4,800円 |
| 牧志所有者不明墓壁面補修工事 | 76万5,720円 |

(3)　使用料及び賃借料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 那覇市役所観葉植物等賃貸借 | 91万8,000円 |
| 県有地賃借料 | 74万8,908円 |
| 軽自動車賃貸借料金（４台） | 64万5,304円 |

(4)　修繕料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 本庁舎地下１階倉庫改修（電気設備改修） | 111万1,320円 |
| 「生誕」の像修繕工事 | 102万3,948円 |
| 真和志庁舎火災受信機取替修繕工事 | 97万7,400円 |

4　財産の管理状況

(1)　土地の主なもの

| | |
|---|---|
| 市有地賃貸（個人貸付666筆） | 貸付68,531.75㎡ |
| 市有地賃貸（法人貸付46筆） | 貸付17,667.31㎡ |
| 本庁舎 | 貸付7,551.03㎡ |

(2)　建物

| | |
|---|---|
| 本庁舎 | 占用32,048.59㎡、貸付6,537.14㎡ |
| 真和志庁舎 | 占用5,149.65㎡ |
| その他 | 貸付539.69㎡ |

(3)　有価証券の主なもの

| | |
|---|---|
| 那覇空港貨物ターミナル株式会社 | 2,000 万円 |
| 沖縄瓦斯株式会社 | 268 万 1,560 円 |
| 株式会社沖縄銀行 | 104 万 8,500 円 |

(4)　出資による権利

| | |
|---|---|
| 日本トランスオーシャン航空株式会社 | 1,495 万 4,000 円 |
| 那覇市土地開発公社 | 1,000 万円 |
| 沖縄県離島海運振興株式会社 | 1,000 万円 |

(5)　物品

備品　1,063 品（うち、重要備品２品）

重要備品

| | |
|---|---|
| ハイブリッド乗用車 | 209 万 7,900 円 |
| 乗用車 | 185 万 9,550 円 |

## ○　法制契約課（前総務課法規グループ、前管財課物品グループ、前契約検査課契約グループ）

1　所掌事務

条例・規則等の立案に係る審査及び制定、行政手続及び争訟事務の総括、行政不服審査法の規定による審査請求、契約事務の総括、競争入札参加資格者の審査及び登録、物品の購入及び不用品の処分に係る業者選定・入札及び契約参加資格の審査及び登録、公平委員会に関する事務等

2　予算の執行状況

(1)　未収金

なし

(2)　負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金

| | |
|---|---|
| 全国公平委員会連合会会費 | 7 万 6,000 円 |

3　契約事務の状況

(1)　業務委託契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 法律顧問委託契約 | 108 万円 |
| 工事契約システム保守管理契約 | 77 万 7,600 円 |
| 指名業者システム機能追加・修正 | 45 万 3,600 円 |

(2)　使用料及び賃借料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 那覇市例規集及び法令集のデータ更新等 | |
| 支援システム賃貸借 | 181 万 4,400 円 |
| ノートパソコン賃貸借 | 22 万 9,262 円 |
| そうだったのか地方自治Ｗｅｂ、行政実務キーワードバンク及び知ってて良かった行政手続・争訟実務Ｗｅｂに係る利用契約 | 19 万 9,584 円 |

4　財産の管理状況
物品
備品　198品(重要備品なし)

## 企画財務部

### ○企画調整課

1　所掌事務
総合計画等の策定及び推進、行政各部門における事業の総合調整、重点施策及び重点事業の策定、特定重要課題への対応及び研究、特に命ぜられた事項、税外収入の総括、総合教育会議、統計に関する事務

2　予算の執行状況
(1)　未収金
沖縄振興特別推進交付金　6億4,130万8,000円
(2)　負担金、補助及び交付金の支出
ア　負担金の主なもの
南部広域市町村圏事務組合負担金　1,004万9,000円
那覇空港拡張整備促進連盟負担金　70万円
沖縄県統計協会負担金　10万2,300円

3　契約事務の状況
(1)　業務委託契約の主なもの
那覇市版総合戦略等策定支援業務委託　950万円
平成27年国勢調査那覇市の実地調査業務委託188万6,880円
統計システムバージョンアップ作業業務委託　47万880円
(2)　使用料及び賃借料の契約の主なもの
平成27年国勢調査用カラー複合機賃貸借及び
保守業務契約　28万3,824円
モノクロデジタル複合機賃貸借契約　12万8,589円
タクシー使用料　12万7,630円
(3)　修繕料の契約
バイク修繕　5,322円

4　財産の管理状況
(1)　無体財産権
著作権（小中学校校歌　作詞・作曲）　5件
(2)　有価証券
那覇空港ビルディング株式会社　1億1,413万9,328円
(3)　出資による権利
南部広域市町村圏事務組合　3億3,322万5,000円
(4)　基金
那覇市施設整備基金　37億1,109万5,369円
那覇市地域振興基金　1億9,925万円

那覇市ふるさとづくり基金　1,406万9,236円

(5)　物品

備品　121品(重要備品なし)

**○財政課**

1　所掌事務

予算の編成・決算及び予算の執行管理、市債及び一時借入金、地方交付税・地方譲与税・利子割交付金等、特別会計予算の調製、財政事情の公表及び財政調査、バランスシートの総括に関する事務

2　予算の執行状況

(1)　未収金

なし

(2)　負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

下水道事業会計負担金　12億4,638万7,443円

下水道事業会計負担金(沖縄振興特別推進交付金事業)(繰越)　3,320万3,000円

水道事業会計負担金　969万1,000円

3　契約事務の状況

(1)　業務委託契約

政策説明資料作成システムサポート業務委託　25万9,200円

(2)　使用料及び賃借料の契約

デジタル複合機賃貸借及び保守業務　13万6,903円

タクシー使用料　3万8,900円

4　財産の管理状況

(1)　出資による権利

地方公共団体金融機構　644万8,000円

(2)　基金

財政調整基金　73億1,496万5,424円

減債基金　36億4,141万7,980円

(3)　物品

備品　77品(重要備品なし)

**○　情報政策課**

1　所掌事務

電子自治体推進施策の企画立案及び総合調整、電子自治体推進施策事業の進行管理及び総合調整、庁内ネットワークの管理及び情報セキュリティー、サーバー・パソコン等の情報機器の管理、基幹系業務処理システムの整備、主管課の個別業務システムの整備支援及び調整に関する事務

2　予算の執行状況

(1)　未収金

地方公共団体情報セキュリティ強化対策費補助金　2,785万円

(2)　負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

自治体中間サーバー・プラットフォーム
ＡＳＰサービス利用に係る負担金　1,204万円

沖縄県総合行政情報通信ネットワーク有線
回線調達に係る整備負担金　58万2,000円

地方公共団体情報システム機構　一般事業負担金　36万円

3　契約事務の状況

(1)　業務委託契約の主なもの

基幹系業務システム最適化業務
(住記・税・財務会計・介護区分)
運用維持保守等業務委託契約　1億1,041万5,960円

社会保障・税番号制度システム対応作業
(税務システム)業務委託　3,598万3,440円

基幹系業務システム最適化業務
(福祉/こども、生活保護区分)
運用維持保守等業務委託契約　2,837万2,032円

(2)　使用料及び賃借料の契約の主なもの

基幹系業務システム最適化業務(住記・税・財務会計・介護区分)サービス利用契約　1億3,188万960円

新庁舎ネットワークシステム賃貸借契約　4,985万8,200円

基幹系業務システム最適化業務(福祉・こども区分)サービス利用契約　4,066万2,000円

(3)　修繕料の契約

介護訪問調査タブレット引き取り修理２台
（ちゃーがんじゅう課）　7万5,600円

4　財産の管理状況

(1)　有価証券

沖縄ケーブルネットワーク株式会社　1,000万円

(2)　物品

備品170品(うち、重要備品１品)
重要備品
ＭＩＣＪＥＴ番号連携サーバー　750万6,702円

## ○行政経営課

1　所掌事務

行政組織及び定員、経営改革の推進、事務の管理及び改善、ISO9001、地方分権、外部監査に関する事務

2　契約事務の状況

(1)　業務委託契約

| | |
|---|---|
| 平成27年度包括外部監査契約 | 1,051万8,120円 |
| 平成27年度ＩＳＯ９００１内部監査員養成研修の業務委託 | 9万7,200円 |

(2)　使用料及び賃借料の契約

| | |
|---|---|
| モノクロデジタル複合機賃貸借契約 | 5万8,366円 |
| タクシー使用料 | 2万940円 |

3　財産の管理状況

(1)　物品

備品　14品(重要備品なし)

## ○　納税課

1　所掌事務

市税の徴収（納付督励・差押及び参加差押・分割納付及び換価猶予・滞納処分の執行停止・現金領収及び証券受託等)、市税の収納（過誤納還付及び充当・督促状発送・コンビニ収納)、交付税交付、固定資産評価審査委員会、公売、納付催告センター、納税証明等に関する事務等

2　予算の執行状況

(1)　未収金の主なもの

| | |
|---|---|
| 固定資産税（滞納繰越分） | 3億6,651万2,761円 |
| 個人市民税（滞納繰越分） | 2億8,178万3,655円 |
| 固定資産税（現年度分） | 2億495万8,709円 |

(2)　負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

| | |
|---|---|
| 東京税務セミナー出席負担金 | 10万4,000円 |
| 那覇地区税務協議会分担金 | 3万485円 |
| 北那覇地区税務協議会分担金 | 2万9,570円 |

3　契約事務の状況

(1)　業務委託契約

| | |
|---|---|
| 納税催告センター運営業務委託 | 1,844万9,042円 |
| 那覇市市税コンビニエンスストア収納代行業務委託 | 1,157万2,011円 |
| 非ＯＣＲ納付書書換委託 | 243万円 |

(2)　使用料及び賃借料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 電話催告システム賃貸借契約 | 460万4,940円 |
| 複写機賃貸料 | 17万7,016円 |
| タクシー使用料 | 16万3,490円 |

(3)　修繕料の契約

| | |
|---|---|
| オートバイ修理 | 1万9,818円 |

4　財産の管理状況
(1)　物品
備品　180品(うち、重要備品1品)
重要備品
カウンター一式　199万3,740円

## ○　市民税課

1　所掌事務
個人の市県民税・法人等の市民税・軽自動車税・市たばこ税・入湯税の賦課、所得証明・資産証明・納税証明等、原動機付自転車等の標識交付に関する事務等

2　予算の執行状況
(1)　未収金
なし
(2)　負担金、補助及び交付金の支出
ア　負担金
地方税電子化協議会負担金　475万3,689円
源泉徴収票等の共同印刷等及び年末調整説明会
共同開催の負担金　35万5,871円
確定申告書郵送料及び封入作業の負担金　30万5,753円

3　契約事務の状況
(1)　業務委託契約の主なもの
平成28年度市民税賦課パンチ委託業務　723万5,622円
軽自動車税データ調査委託料　598万687円
市・県民税申告会場駐車場管理業務　47万9,895円
(2)　使用料及び賃借料の契約の主なもの
手数料券売機賃貸借契約　44万1,000円
タクシー使用料　26万2,960円
複合機賃貸借及び保守契約　24万552円

4　財産の管理状況
(1)　物品
備品　156品(重要備品なし)

## ○資産税課

1　所掌事務
固定資産税、特別土地保有税及び事業所税の賦課、国有資産等所在市町村交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、施設等所在市町村調整交付金、資産証明等に関する事務

2　予算の執行状況
(1)　未収金
なし
(2)　負担金、補助及び交付金の支出
ア　負担金の主なもの
資産評価システム研究センター会費(平成 27 年度分) 12 万円
沖縄県基地交付金関係市町村連絡会議分担金　5 万円
ＮＯＭＡ研修受講負担金　3 万 1,320 円

3　契約事務の状況
(1)　業務委託契約の主なもの
那覇市固定資産土地評価路線価付設業務委託 1,218万2,400円
平成28年度標準宅地時点修正鑑定評価業務委託 577万5,408円
平成27年度地積調査データ整備業務委託　237万6,000円
(2)　使用料及び賃借料の契約の主なもの
タクシー使用料　19 万 5,770 円

4　財産の管理状況
(1)　物品
備品　114 品(重要備品なし)

## 都市計画部

### ○都市計画課

1　主な所掌事務
都市計画、交通政策、モノレール対策、その他道路・交通計画、基地の跡地利用の基本計画、国土利用計画法に基づく調査・報告等、都市デザイン、那覇港管理組合、泊ふ頭に関する事務

2　予算の執行状況
(1) 未収金の主なもの
沖縄振興公共投資交付金
（モノレール事業）　1 億 8,618 万 5,000 円
社会資本整備総合交付金
（活力創出基盤整備）　610 万 2,320 円
沖縄振興公共投資交付金（街路事業）　114 万 4,000 円
(2) 負担金、補助及び交付金の支出
ア　負担金の主なもの
那覇港管理組合負担金　5 億 3,031 万 6,000 円
沖縄都市モノレール建設推進負担金　291 万 1,646 円
沖縄県公共交通活性化推進協議会負担金　150 万円

イ　補助金の主なもの

| | |
|---|---|
| 沖縄都市モノレールインフラ外整備事業 | |
| 建設補助金（繰越） | １億 8,638 万 6,000 円 |
| 那覇港管理組合補助金 | |
| （沖縄振興特別推進交付金） | １億 4,948 万円 |
| 沖縄都市モノレールインフラ外整備事業 | |
| 建設補助金 | 7,881 万円 |

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 那覇市景観形成行動計画推進業務 | 928 万 8,000 円 |
| 地域内公共交通導入検討業務 | 846 万 3,000 円 |
| 那覇市屋外広告物適正化計画推進業務 | 603 万 9,360 円 |

(2) 工事及び設計委託契約

| | |
|---|---|
| まちづくり基礎調査業務委託(一銀線) | 403 万 7,000 円 |
| まちづくり基礎調査業務委託(小禄名嘉地線) | 280 万 8,000 円 |
| 天久安里線バス停上屋詳細設計業務 | 255 万 9,600 円 |

(3) 使用料及び賃借料の契約

| | |
|---|---|
| 複合機賃貸借料及びコピー料金 | 66 万 9,813 円 |
| タクシー使用料 | 47 万 8,000 円 |
| 大型プリンター賃借料 | 18 万 8,190 円 |

(4) 修繕料の契約

| | |
|---|---|
| 公用車の修繕料 | 12 万 4,686 円 |

4　財産の管理状況

(1) 土地

| | |
|---|---|
| 歴史観光施設（首里金城村屋） | 占用 201.00 ㎡ |
| 識名園前バス停 | 占用 29.76 ㎡ |

(2) 建物

| | |
|---|---|
| 歴史観光施設（首里金城村屋） | 占用 72.90 ㎡ |

(3) 有価証券

| | |
|---|---|
| 泊ふ頭開発株式会社（株券） | 6 億円 |

(4) 出資による権利

| | |
|---|---|
| 沖縄都市モノレール株式会社（株券） | 26 億 5,060 万円 |

(5) 債権

| | |
|---|---|
| 都市モノレール整備資金貸付金 | 87 億 8,843 万 4,500 円 |

(6) 基金

| | |
|---|---|
| 那覇市都市モノレール整備基金 | 10 億 4,259 万 1,514 円 |

(7) 物品

備品 108 品(重要備品なし)

## ○建築指導課

1　主な所掌事務

建築確認及び建築許可に係る確認審査・完了検査、融資住宅に関する審査等、開発行為の許可等、優良宅地及び優良住宅の認定、長期優良住宅の認定、高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づく認定、狭あい道路の整備に関する事前協議・完了検査、建築物の耐震改修の促進に関する事務等

2　予算の執行状況

(1) 未収金

| | |
|---|---|
| 社会資本整備総合交付金（住宅・建築物安全ストック形成事業補助金） | 2,706万9,000円 |
| 沖縄県民間建築物耐震診断事業費補助金 | 1,353万3,000円 |

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

| | |
|---|---|
| 日本建築行政会議負担金 | 10万円 |
| 建築確認実務研修負担金 | 6万円 |
| 全国建築審査会協議会負担金 | 4万8,000円 |

イ　補助金

| | |
|---|---|
| 那覇市民間建築物耐震化促進事業補助金（繰越） | 1,754万5,000円 |
| 那覇市民間建築物耐震化促進事業補助金 | 884万6,000円 |
| 狭あい道路整備事業補助金 | 98万8,000円 |

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 那覇市アスベストデータベース位置特定業務委託 | 1,950万480円 |
| 構造計算適合性判定業務委託 | 192万3,000円 |
| 那覇市狭あい道路管理システム保守業務委託 | 56万1,600円 |

(2) 使用料及び賃借料の契約

| | |
|---|---|
| 建築行政共用データベースシステム賃借料 | 115万8,624円 |
| タクシー使用料 | 49万1,250円 |
| コピー使用料 | 7万3,449円 |

(3) 修繕料の契約

| | |
|---|---|
| 原動機付自転車の修理 | 3万4,387円 |

4　財産の管理状況

(1)　物品

備品98品（うち、重要備品１品）

重要備品

| | |
|---|---|
| 那覇市狭あい道路管理システムサーバー（一式） | 117万6,000円 |

## ○市街地整備課

1　所掌事務

市街地再開発事業、新規開発地区、新都心地区のまちづくり、土地区画整理事業の事業計画・実施計画、土地区画整理事業の清算、土地区画整理事業の換地計画・建築指導・建築行為等の許可、土地区画整理事業の移転補償、土地区画整理事業の工事・公共施設の管理引継ぎに関する事務等

2　予算の執行状況

(1) 未収金の主なもの

| | |
|---|---|
| 社会資本整備総合交付金 | 3億1,243万1,000円 |
| 真嘉比古島第二地区清算徴収金（滞納繰越分） | 3,869万8,994円 |
| 真嘉比古島第一地区清算徴収金（滞納繰越分） | 2,167万3,877円 |

(2) 負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

| | |
|---|---|
| 農連市場地区市街地再開発事業（公共施設管理者負担金）（繰越） | 15億4,332万5,000円 |
| 農連市場地区市街地再開発事業（公共施設管理者負担金） | 1億287万円 |
| 全国市街地再開発協会負担金 | 8万円 |

イ　補助金の主なもの

| | |
|---|---|
| 農連市場地区市街地再開発事業（建設補助金） | 6億3,367万8,000円 |
| 農連市場地区市街地再開発事業（建設補助金）（繰越） | 2億2,162万円 |
| モノレール旭橋駅周辺市街地再開発事業（建設補助金）（繰越） | 1億1,410万円 |

ウ　交付金

| | |
|---|---|
| 真嘉比古島第二地区清算交付金 | 3,099万6,778円 |

3　契約事務の状況

(1) 業務委託契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 真嘉比古島第二地区無縁遺骨改葬（火葬）等業務委託 | 926万4,000円 |
| 亜熱帯庭園都市形成推進調査（市街地再生）業務委託 | 397万4,400円 |
| 真嘉比古島第二土地区画整理事業地内の集合換地の媒介に関する契約 | 101万4,000円 |

(2) 使用料及び賃借料の契約

| | |
|---|---|
| 複合機賃貸借料 | 26万4,767円 |
| タクシー使用料 | 35万6,550円 |
| パソコン機器等賃貸借料 | 29万8,080円 |

(3) 修繕料の契約
自転車修理　5,000円
(4) 補償、補填及び賠償金の契約
ア　補償金
家賃減収補償金（真嘉比古島第二地区）　184万1,400円

4　財産の管理状況
(1) 建物
仮安置所（２棟）　占用334㎡
(2) 出資による権利
那覇新都心株式会社　２億2,500万円
(3) 債権
真嘉比古島第二地区清算徴収金　3,724万4,251円
(4) 基金
真嘉比古島第二土地区画整理事業基金　1,115万901円
真嘉比古島第一土地区画整理事業基金　986万2,385円
(5) 物品
備品163品(重要備品なし)

**○技術管理課（前契約検査課（検査・技術向上グループ））**

1　所掌事務
建物及び施設工事並びに土木工事の検査、歩掛及び工事仕様書の調整、設計積算の標準化、工事の設計・施工における技術の蓄積及び向上に関する事務

2　契約事務の状況
(1) 業務委託契約
那覇市電子納品保管管理システム
保守管理業務委託　63万1,800円
ＣＡＤソフトウェア操作等研修業務委託　12万960円
ＣＡＤソフトウェア保守管理業務委託　10万8,000円
(2) 使用料及び賃借料の契約
那覇市電子納品保管管理システムサーバー
賃貸借料　37万2,960円

3　財産の管理状況
(1)　物品
備品18品(重要備品なし)

**○地籍調査課**

1　所掌事務
地籍調査の計画、地籍調査の実施及び管理、その他地籍調査、町界・町名及び地番、住居表示、市の区域に関する事務

2　予算の執行状況
(1) 未収金
なし
(2) 負担金、補助及び交付金の支出
ア　負担金
全国国土調査協会負担金　2万7,000円
2　契約事務の状況
(1) 業務委託契約
那覇市首里金城町４丁目・繁多川４丁目の
一部地籍調査業務（Ｆ・Ｇ工程）　685万8,000円
真嘉比・松島地区住居表示整備事業業務委託　405万円
住居表示システム保守管理業務委託　12万2,040円
(2) 使用料及び賃借料の契約
地籍調査課プリンター保守料　6万4,800円
コピー使用料　4万7,453円
タクシー使用料　4万6,860円

3　財産の管理状況
(1) 物品
備品45品(重要備品なし)

**建設管理部**

**○　建設企画課**
1　主な所掌事務
建設管理部の所管する施設管理に係る企画、特殊地下壕対策事業、住宅政策、民間賃貸住宅の活用等、市営住宅建替計画、市営住宅建替事業における民間活用用地に関する事務

2　予算の執行状況
(1)　未収金の主なもの
市営住宅建替事業（補助金）　6億6,728万円
市営住宅建替事業　1億1,576万円
防災安全交付金　2,985万3,000円
(2)　負担金、補助及び交付金の支出
ア　負担金
一般社団法人日本住宅協会負担金　1万8,000円
公営住宅整備事業担当者研修会出席負担金　1万3,900円

3　契約事務の状況
(1)　業務委託契約の主なもの
那覇市住環境基礎調査（密集・まちなか居住）
業務委託　987万1,200円
第３次那覇市市営住宅ストック総合活用計画等

作成業務委託　126万360円
宇栄原市営住宅内測量業務委託　89万6,400円
(2)　工事及び設計委託契約の主なもの
石嶺市営住宅第５期建替工事
（建築・１工区）　５億1,807万6,000円
石嶺市営住宅第４期建替工事
（Ａ７号棟・建築）（繰越）　４億7,224万9,000円
石嶺市営住宅第５期建替工事
（建築・２工区）　２億5,512万6,000円
(3)　使用料及び賃借料の契約の主なもの
タクシー使用料　25万8,570円
複写機賃借料（白黒）　８万4,059円
複写機賃借料（カラー）　７万1,554円
(4)　修繕料の契約
レーザープリンタ有寿命部品交換修繕　２万7,000円
(5)　補償、補填及び賠償金の契約
ア　補償金の主なもの
大名市営住宅電線路の移転等（Ａ法人）　188万5,503円
大名市営住宅電線路の移転等（Ｂ法人）
95万782円
大名市営住宅電線路の移転等（Ｃ法人）　45万3,600円

4　財産の管理状況
(1)　土地
市営住宅用地　占用 1,704.51 ㎡
(2)　基金
那覇市営住宅基金　８億8,227万4,715円
(3)　物品
備品 36 品(重要備品なし)

## ○　道路建設課

1　主な所掌事務
都市計画街路事業の施行計画・補助金・工事の設計及び施工監理、道路・橋等の新設・改良・改修等の調査・計画及び工事、道路の災害復旧事業に係る設計及び施工監理、用地（公園等の用地を除く。）の取得及び補償、補償基準の調整及び整備、土地の収用に関する事務

2　予算の執行状況
(1)　未収金の主なもの
沖縄振興公共投資交付金（モノレール事業）
17億3,180万7,899円
沖縄振興公共投資交付金（街路事業）　８億277万2,101円
沖縄振興公共投資交付金（道路事業）　7,713万6,768円

(2)　負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

| | |
|---|---|
| 道路整備促進期成同盟会沖縄県地方連絡協議会 | |
| 負担金 | 27万5,000円 |
| 平成27年度土質設計計算研修負担金 | ７万5,000円 |
| 全国街路事業促進協議会負担金 | ４万円 |

3　契約事務の状況

(1)　業務委託契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 平成27年度沖縄都市モノレールインフラ部整備事業業務委託 | 31億9,220万円 |
| 平成26年度沖縄都市モノレールインフラ部整備事業業務委託（繰越） | ９億883万2,031円 |
| 平成27年度首里金城町細街路整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査業務委託 | 4,290万1,201円 |

(2)　工事及び設計委託契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 平成27年度松城中学校東側線道路改良工事（その１）（繰越） | １億1,447万6,500円 |
| 平成27年度歴史散歩道整備工事（上間三原線その２）（繰越） | 9,039万6,000円 |
| 平成27年度久美橋橋梁整備工事（下部工その３） | 7,617万4,560円 |

(3)　使用料及び賃借料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| タクシー使用料 | 102万3,830円 |
| 資料整理室賃借料 | 98万7,709円 |
| 平成25年度ＯＡ機器賃借料 | 14万5,152円 |

(4)　修繕料の契約

| | |
|---|---|
| 公用車の修繕 | 15万円 |

(5)　補償、補填及び賠償金の契約

ア　補償金の主なもの

| | |
|---|---|
| 真和志街路事業（繰越） | ５億9,971万5,520円 |
| 石嶺線街路事業（繰越） | ３億7,042万2,607円 |
| 城東城北線街路事業 | １億2,310万2,900円 |

4　財産の管理状況

(1) 物品

備品 186 品(重要備品なし)

## ○花とみどり課

1　所掌事務

公園・緑地の事業計画及び補助事業認可申請、設計・施工監理、公園・緑地等の用地の取得及び補償に関する事務

2　予算の執行状況

(1)　未収金

| | |
|---|---|
| 防災・安全交付金（都市公園事業） | 1,628万9,500円 |
| 沖縄振興公共投資交付金（都市公園事業） | 3,340万円 |

(2)　負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

| | |
|---|---|
| 日本公園緑地協会 | 10万円 |
| 全国都市公園整備促進協議会 | 4万2,000円 |
| 沖縄県緑地推進委員会 | 3万円 |

3　契約事務の状況

(1)　業務委託契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 平成26年度松山公園展示設計制作業務委託 | 4,989万6,000円 |
| ナイクブ古墳群発掘調査業務委託 | 3,110万4,000円 |
| 末吉公園発掘調査業務委託 | 2,419万2,000円 |

(2)　工事及び設計委託の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 平成26年度松山公園整備工事（建築）（繰越） | 1億1,388万7,000円 |
| 那覇・福州友好都市交流シンボルづくり整備工事（その３） | 9,421万8,120円 |
| 平成26年度虎瀬公園整備工事（土木）（繰越） | 6,322万8,000円 |

(3)　使用料及び賃借料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 那覇・福州友好都市交流シンボルづくり事業 | |
| 現場ヤード使用料 | 416万2,748円 |
| 資料室の賃借料 | 247万849円 |
| 那覇・福州友好都市交流シンボルづくり仮設材賃貸借（その１）、（その３）、（その５） | 142万7,760円 |

(4)　補償、補填及び賠償金の契約

ア　補償金の主なもの

| | |
|---|---|
| 久場川公園整備事業（繰越） | 1億277万200円 |
| 久場川公園整備事業 | 2,094万9,000円 |
| 緑ヶ丘公園整備事業 | 1,718万1,500円 |

4　財産の管理状況

(1)　土地の主なもの

| | |
|---|---|
| 識名公園予定地 | 39,282.22㎡（貸付582㎡） |
| 久場川公園予定地 | 20,643.51㎡（貸付1,183㎡） |
| 虎瀬公園予定地 | 17,985.39㎡ |

(2)　建物

| | |
|---|---|
| シンボル像（龍注）工作物 | 2基 |

(3)　物品

備品　194品(重要備品なし)

**○建築工事課**

1　所掌事務

市建築物の営繕（市建築物に係る建築及び改修工事等・設備工事の設計・工事の監督業務等）、市営住宅の建設（市営住宅建替事業に係る建築物・設備工事・土木工事の設計・工事の監督業務等）、市施設の営繕（市施設に係る土木工事の設計・工事の監督業務等）に関する事務

2　予算の執行状況

(1)　負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

| | |
|---|---|
| 「建築設備設計基準　平成27年版」講習会 | 4万円 |
| 平成27年基準公共建築工事積算基準の解説講習会（設備工事編・建築工事編） | 2万8,000円 |
| 新営予算単価と設計料算定説明会 | 2万4,000円 |

3　契約事務の状況

(1)　業務委託契約

| | |
|---|---|
| 土木積算システム保守管理業務 | 73万7,100円 |

(2)　使用料及び賃借料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| タクシー使用料 | 155万3,580円 |
| カラープリンター複合機賃貸借契約 | 13万9,860円 |
| カラーページプリンター賃貸借契約 | 11万2,752円 |

(3)　修繕料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 公用バイクの点検修理 | 1万2,506円 |

4　財産の管理状況

(1)　物品

備品　175品(重要備品なし)

**○道路管理課**

1　所掌事務

道路の管理、道路の路線認定、廃止及び変更、道路の損壊調査、道路の占用許可等、道路の不法占用及び禁止行為の取締り、道路占用工事の監察、道路上の違反公告物取締り、未買収道路用地補償、道路境界の協定、指示及び承認、法定外公共物、道路、橋等の維持修繕及び清掃、工事用資材の調整、検収及び保管に関する事務

2　予算の執行状況

(1)　未収金

| | |
|---|---|
| 社会資本整備総合交付金（活力創出基盤整備） | 161万5,000円 |
| 道路占用料 | 4万6,368円 |

(2)　負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

| | |
|---|---|
| 沖縄都市モノレール自由通路電気料金負担金 | 188万4,140円 |
| 沖縄県道路利用者会議団体負担金 | 13万円 |
| アセットマネジメント研修出席負担金 | 6万9,000円 |

イ　補助金

| | |
|---|---|
| 私道整備補助金 | 450万円 |

3　契約事務の状況

(1)　業務委託契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 街路樹維持管理業務委託（その１） | 1,706万9,400円 |
| 路面清掃業務委託 | 1,641万6,000円 |
| 街路樹維持管理業務委託（その２） | 1,235万1,906円 |

(2)　工事及び設計委託の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 平成26年度沖縄都市モノレール構造物修繕工事（繰越） | 2,708万7,480円 |
| 天久安里線植栽工事（その４） | 2,488万3,000円 |
| 平成27年度沖縄都市モノレール構造物修繕工事 | 2,068万2,000円 |

(3)　使用料及び賃借料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 自動車賃貸借 | 177万7,320円 |
| コピー使用料 | 31万6,368円 |
| タクシー使用料 | 30万1,440円 |

(4)　修繕料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 道路修繕工事（その１） | 529万7,400円 |
| 道路修繕工事（その２） | 488万9,160円 |
| 田原地内里道側溝修繕工事 | 130万円 |

4　財産の管理状況

(1)　物品

備品　149品(重要備品なし)

**○公園管理課**

1　所掌事務

公園・緑地の管理、国庫補助事業、真嘉比遊水地の管理、指定管理の管理・運営、公園台帳の作成、開発行為内公園に関する調整、都市公園の供用開始、使用許可、占用・施設設置・施設管理許可、公園管理の自治会への委託業務、愛護会の育成、企業ボランティアの育成、霊園（墓地、納骨堂及び付属施設を除く。）の管理に関する事務等

2　予算の執行状況

(1)　未収金

| | |
|---|---|
| 公園内光熱水費実費徴収金 | 14万1,987円 |

(2)　負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金

講習会負担金　3万5,000円

3　契約事務の状況

(1)　業務委託契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 都市公園維持管理（公園清掃等）業務委託 | 1億5,227万円 |
| 緑ヶ丘公園樹木剪定業務委託 | 903万8,800円 |
| 波の上ビーチ広場管理運営事業 | 549万2,000円 |

(2)　工事及び設計委託の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 福州園案内システム設置工事（繰越） | 4,040万円 |
| 旭ヶ丘公園シャワー棟整備工事（建築） | 3,163万7,000円 |
| 遊具等設置工事 | 2,034万7,600円 |

(3)　使用料及び賃借料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 業務用軽自動車賃貸借 | 41万7,399円 |
| タクシー使用料 | 20万2,870円 |
| プリンター機器賃貸借 | 13万2,192円 |

(4)　修繕料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 福州園安波亭基礎修繕 | 367万2,000円 |
| 与儀公園トイレ剥離修繕 | 129万7,605円 |
| 与儀公園給水管漏水修繕 | 98万1,720円 |

4　財産の管理状況

(1)　土地の主なもの

| | |
|---|---|
| 総合公園 | 占用309,269.24㎡ |
| 近隣公園 | 占用197,471.89㎡ |
| 街区公園 | 占用155,530.70㎡ |

(2)　建物の主なもの

| | |
|---|---|
| 市民体育館 | 占用10,114㎡ |
| 近隣公園 | 占用2,832.36㎡ |
| 総合公園 | 占用1,813.82㎡ |

(3)　物品

備品　264品(うち、重要備品　1品)

重要備品

管理用公用車（２ｔトラック）　293万円

## ○　市営住宅課

1　主な所掌事務

市営住宅の入居及び退去、市営住宅及び附帯施設の管理に関する事務

2　予算の執行状況

(1)　未収金の主なもの

| | |
|---|---|
| 市営住宅使用料（滞納繰越分） | 8,570万3,874円 |
| 市営住宅使用料 | 1,319万5,790円 |

市営住宅共益費徴収金（滞納繰越分）　895万561円

(2)　負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

国有資産等所在市町村交付金負担金　8,800円

3　契約事務の状況

(1)　業務委託契約の主なもの

那覇市営住宅等指定管理に関する協定（年度協定）　3億3,360万1,664円

那覇市営住宅等指定管理に関する協定（基本協定）　7,277万7,497円

住宅使用料徴収業務委託　484万946円

(2)　工事及び設計委託契約

汀良市営住宅集会所改修工事実施設計業務委託　46万4,400円

(3)　使用料及び賃借料の契約の主なもの

汀良市営住宅借地料（個人）　903万9,600円

壺川市営住宅借地料（Ｄ法人）　652万800円

壺川市営住宅借地料（Ｅ法人）　454万6,800円

(4)　補償、補填及び賠償金の契約

ア　補償金の主なもの

大名市営住宅第１期建替移転事業（繰越）　3,100万1,000円

大名市営住宅第２期建替移転事業　2,326万6,091円

宇栄原市営住宅第３期建替移転事業（繰越）　1,565万1,000円

4　財産の管理状況

(1)　土地の主なもの

石嶺市営住宅用地　80,307.72㎡

（占用 78,935.22㎡、貸付 1,372.50㎡）

宇栄原市営住宅用地　68,417.15㎡

（占用 65,098.40㎡、貸付 3,318.75㎡）

大名市営住宅用地　52,078.91㎡

（占用 48,355.16㎡、貸付 3,723.75㎡）

(2)　建物の主なもの

石嶺市営住宅　貸付 59,419.95㎡

宇栄原市営住宅　貸付 58,232.71㎡

小禄市営住宅　貸付 52,818.47㎡

(3)　物品

備品 117 品(重要備品なし)

## こどもみらい部

### ○こども政策課

1　所掌事務

こどもみらい部の企画及び総合調整、次世代育成行動支援計画の進捗管理、就学前保育、教育の総合的な計画及び方針、保育所の設置許可等、児童の健全育成、児童館及び児童遊園の管理業務、幼稚園の施設維持管理、予算執行、保育料の徴収、預かり保育、幼稚園建替え事業等、幼保総合施設に関する事務等

2　予算の執行状況

(1)　未収金の主なもの

| | |
|---|---|
| 安心こども基金事業 | 4億5,468万1,000円 |
| 保育所等整備交付金 | 5億2,267万1,000円 |
| 沖縄県待機児童解消支援交付金 | 1億1,100万9,000円 |

(2)　負担金、補助及び交付金の支出

ア　負担金の主なもの

| | |
|---|---|
| 施設型保育（運営費負担金） | 79億6,655万8,120円 |
| 地域型保育給付費 | 1,077万4,540円 |
| 保育管理運営費 | 4万8,000円 |

イ　補助金の主なもの

| | |
|---|---|
| 認可外保育施設運営費支援事業 | 2億3,361万8,000円 |
| 特別保育事業（単独分） | 7,613万1,000円 |
| 特別保育事業（保育対策等促進事業分） | 7,441万4,000円 |

3　契約事務の状況

(1)　業務委託契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 乳幼児健康支援一時預かり事業 | 3,069万7,000円 |
| つどいの広場事業 | 1,822万円 |
| 認可外保育施設への専門講師派遣事業 | 339万2,390円 |

(2)　工事及び設計委託の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 与儀保育所仮園舎新築工事（建築） | 1億890万9,000円 |
| 与儀保育所仮園舎新築工事（外溝） | 2,452万円 |
| 与儀保育所仮園舎新築工事（機械） | 2,442万3,080円 |

(3)　使用料及び賃借料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| タクシー使用料 | 109万9,880円 |
| 複写機賃借料 | 94万5,483円 |
| 施設賃借料（つどいの広場） | 78万円 |

(4)　修繕料の契約の主なもの

| | |
|---|---|
| 与儀保育所修繕工事 | 58万3,200円 |
| 若狭浦保育所給水管取替修繕 | 42万433円 |
| 大道保育所道路修繕 | 40万7,700円 |

4　財産の管理状況

(1)　土地の主なもの

| | |
|---|---|
| 識名児童館 | 占用 2,100 ㎡ |
| 大名児童館 | 占用 1,100 ㎡ |
| 国場児童館 | 占用 871 ㎡ |

(2)　建物の主なもの

| | |
|---|---|
| 壺屋児童館 | 占用 657.96 ㎡ |
| 安謝児童館 | 占用 618.42 ㎡ |
| 大名児童館 | 占用 559.86 ㎡ |

(3)　基金

| | |
|---|---|
| こどもみらい基金 | 1 億 3,419 万 3,905 円 |

(4)　物品

備品　1,217 品(重要備品なし)